埼玉県

令和 7・8 年度 物品等競争入札参加資格審査 変更申請の手引

【共同受付参加自治体】(50 音順)

【県】埼玉県

【市(30市)】上尾市 朝霞市 春日部市 加須市 川口市 川越市 北本市 行田市 久喜市 熊谷市 鴻巣市 越谷市 さいたま市 坂戸市 狭山市 志木市 白岡市 秩父市 所沢市 戸田市 蓮田市 羽生市 東松山市 日高市 深谷市 富士見市 ふじみ野市 本庄市 三郷市 吉川市

【町(14 町) 】伊奈町 小鹿野町 神川町 上里町 川島町 長瀞町 鳩山町 美里町 皆野町 三芳町 毛呂山町 横瀬町 吉見町 寄居町

《変更申請》 登録内容が変わった場合や追加する場合は変更申請が必要です。

項目	申請期限
①本社・代表者情報(本社所在地、本社名、代表者等)の変更	かちの土
②契約者情報(登録事業所、契約権限のある方等)の変更	随時
③自治体の追加・削除	毎月5日
④業種の追加・削除	締切
⑤格付情報の追加(障害者法定雇用率等の達成、SDGs 等の取組、 ISO9001の取得)	翌月1日
⑥営業の廃止	登録
⑦業種追加を伴わない営業品目(小分類)の追加	随時
⑧その他(申請担当者、使用印鑑等)の変更	加山

②③:新規申請の場合があります。

⑤ : 決算情報(資本金・その他自己資本額以外)従業員数の変更申請は不要です。

«申請方法»

競争入札参加資格申請受付システムから申請データを入力送信、メールの案内に従い、 提出書類を事業者申請ポータルに添付の上、送信してください。(原則、郵送不要・持参 不可)

«問い合わせ先» メールでお問い合わせください。

制度に関すること (共同受付窓口)

メールアドレス a5770-09@pref.saitama.lg.jp

電話:048-830-5775 (平日8:30~17:00 (12:00~13:00を除く))

パソコン操作、システムに関すること(埼玉県電子入札ヘルプデスク)

メールアドレス a5770-07@pref.saitama.lg.jp

電話:048-830-2263 (平日 8:30~17:00)

申請の流れ

I提出書類の準備

・変更申請する内容によって提出書類が異なります。

・「8 提出書類一覧表」(36ページ~)を確認して、提出書類を揃えてください。

【変更申請】

変更申請は内容によって申請期限が異なります。

随時:①本社・代表者情報、②契約者情報、②営業品目(小分類)の追加

⑧その他(申請担当者・使用印鑑届等)

毎月5日:③自治体の追加・削除、④業種の追加・削除、⑤格付情報の追加 ⑥営業の廃止(名簿登録の削除)

II パソコンの設定 (Microsoft Edge の設定)

詳しくは7ページ

・パソコンのブラウザは Microsoft Edge を使用します。

詳しくは9ページ~

Ⅲ 【電子申請】申請データの入力・送信

競争入札参加資格申請受付システム 運用時間:毎日8時30分~23時00分

入札情報公開システム	競争入礼参加資格申請受付システム	電子入札システム
毎日 24時間	## E 054207) ~5254007)	平日 8時30分~20時00分
 発注情報(入札公告・仕様書)の閲覧 入札結果の閲覧 発注見通し情報(工事等)の閲覧 競争入札参加資格者名簿の閲覧 	 競争入礼参加資格審査の申請 競争入礼参加資格審査結果適知書のダウンロード パスワードの変更・更新 	 電子入札の操作 電子証明書 (ICカード) の利用者登録
どなたでも閲覧できます。	ユーザIDとパスワードが必要です。 (物品等の初めての新規申請では不要で す。) *パスワードが分からない場合はこちら 電子証明書(ICカード)は不要です。	競争入礼参加資格 (競争入礼参加 資格者名簿への登録) と電子証明 書 (ICカード) が必要です。 代表表、契約書等、当供物音が対わたと私。 中部手能が必要です。単代表名音等の位子 連項主管用ルラスは実際などなびか、入業 参加資産を対象がよるとであります。

【手順】

- ①システム入口の「競争入札参加資格申請受付システム」を クリック
- ②業務区分の選択画面で「2物品等」を選択
- ③申請受付メインページで「3 ログイン」をクリック、申請年度を 「令和7年・8年」を選択、ユーザID、パスワードを入力して 「送信」をクリックして「変更申請書作成」をクリック。
- 4)変更申請内容を入力
 - *提出書類を見ながら正確に入力してください。
 - *メールアドレスの入力誤りに注意してください。



(手順)

すべての入力が完了したら、

- ⑤登録画面の下の「誓約・同意事項」を確認し、チェックを入れ、出てきた「送信」ボ タンをクリック
- ⑥次に登録確認画面が出たら内容を確認し、画面下の「送信」ボタンをクリック
 - *登録確認画面の送信ボタンを押すと、データの修正ができなくなるので注意
- ⑦データ登録完了画面で、「受付票印刷」ボタンを押す。
- ⑧受付票を P D F にして保存
- ⑨「戻る」ボタンでメインページに戻る。
- ⑩申請担当者のメールアドレスに届く「書類提出方法の案内」メールを確認

件名【物品等競争入札参加資格申請】 書類提出方法のご案内(受付番号:)

- ■受付番号
- ■アクセスキー:

事業者申請ポータルを初めて 利用する方は次ページの ⑪~の事業者登録をしてください。 既に登録済みの方は次の切へ

IV 【事業者申請ポータル】書類の添付/送信

詳しくは26ページ~

手順

- ⑩⑩で届いたメールにあるリンクから「事業者申請ポータル」に<u>アクセス</u>
- *メールにある受付番号・アクセスキーを使用 ⑱事業者ポータルの「競争入札参加資格申請」をクリック
- ⑲「物品】添付書類提出フォーム」をクリック
- 2010で届いた受付番号、アクセスキーを入力
- ④入力チェックを押し、入力フォームから提出方法を選び、クリップボタンを押し て、準備した提出書類を添付
- ②右上の送信ボタンを押す *送信は1回のみとなります。
- ②「メッセージを送信してください」が出たら、未入力のまま閉じる

【物品】入札参加資格申請	
「操作マニュアル (手引) 」の案内に切り (必ず定められた期間内に申請してくだ	って、必要事項の入力及びファイル場付をした上、送信してください。 さい。)
・添付書類は種別に分けて添付してくださ ※ファイルの形式は原則PDFまたは画像	
	∅ 湯付ファイルを迫
連絡先	🕢 場付ファイルを迫
速略先 佐原 <u>卓</u> 子	
佐藤圭子	
佐原 兰子 * 受付番号	



申請手続きは終了となります

事業者申請ポータルを初めて利用される方は、事業者登録をする必要があります。



【手順】

- ⑩⑩で届いたメールにあるリンクから「事業者申請ポータル」にアクセス
- ②事業者ポータルの「事業者登録」をクリック
- ③事業者情報と管理者情報を入力
 - *登録後、メールアドレスは修正ができませんので、
- 入力誤りに注意してください。
- ④管理者の連絡先メールアドレスに「登録完了・パスワ
- ード設定」の案内メールが届く。
- ⑤案内に従ってパスワードを設定し、事業者登録終了。
- ⑯提出書類をPDFにする。

登録・入札参加までの流れ

I 申請先の各自治体で申請内容を審査・名簿への登録

- ・申請内容・提出書類に不備等がある場合は、申請担当者に問い合わせします。
- ・審査終了後、申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡メールを送ります。

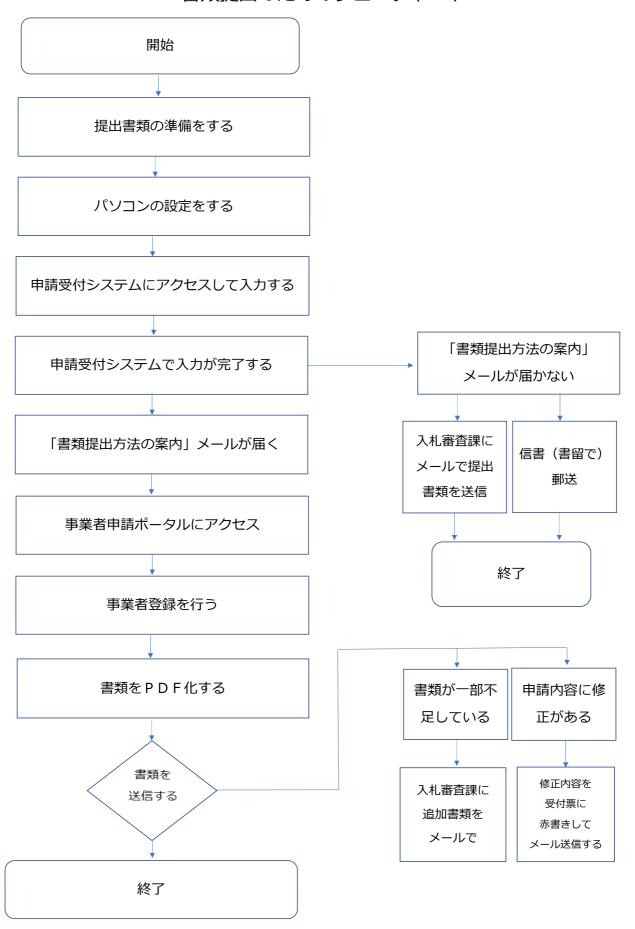
Ⅱ 審査結果の確認

- ・名簿登録日以降にシステムで登録内容を確認できます。
- ・「審査結果通知書」を印刷することができます。

Ⅲ 個別の入札に参加

- ・「入札情報公開システム」で入札希望案件を検索できます。
- ・「電子入札システム」から入札に参加します。

書類提出のためのフローチャート



1 変更申請について

(1)変更申請の対象 次の項目が変更になった場合、速やかに変更申請をしてください。

申請が必要な項目	申請時期	登録時期
①本社・代表者情報(本社所在地、本社名、代表者、資本金等) の変更	随時	申請受理後 2週間程度
②契約者情報(登録事業所、契約権限のある方等)の変更		2.週间往皮

追加等ができる項目	申請時期	登録時期
③自治体の追加・削除		
④業種の追加・削除		
⑤格付情報の追加 ・障害者法定雇用率の達成 ・SDGs 等の取組	毎月5日 締切	翌月1日登録
・ISO 9001 (品質管理) の取得 (一部業種のみ)		
⑥営業の廃止(名簿登録の削除)		
⑦業種追加を伴わない営業品目(小分類)の追加	随時	申請受理後
⑧申請担当者・メールアドレスの変更・使用印鑑の変更	加州	2週間程度

*次の項目が変更となった場合は、変更申請は不要です。

- ・格付情報のうち「資本金以外の決算書の変更(売上高等)」、「従業員数」の変更
- ・SDGs 等の取組、ISO9001 (品質管理) の有効期限が切れた場合
- ・取扱銘柄、過去2年間の官公署との契約実績

(2) 留意すべき申請

- ア 企業合併、企業分割、営業譲渡の場合、状況によって変更申請か新規申請に分かれます。 共同受付窓口まで御相談ください。
- イ 個人事業者が世代交代で事業を引き継ぐ場合、新規申請になります。
- ウ 個人事業者が法人化した場合、法人としての新規申請と、個人事業者としての抹消申請の2つの申 請が必要です。

(3)申請に関する注意点

- ア 申請データと提出書類が全てそろった時点で申請受理となります。
- イ 申請データや提出書類に不備な点等がある場合、申請担当者にメール、電話、FAXで問い合わせします。提出書類の写しを保管しておいてください。
- ウ 申請データ送信後3か月経過しても提出書類が届かない場合、申請データを削除します。

(4) 登録内容の確認・審査結果の案内

審査終了後、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。名簿登録後、システムで登録内容の確認ができます。登録内容の確認方は32ページ参照。

2 パソコンの準備をする

(1) パソコンの準備をする

電子申請には、インターネットに接続できる環境が必要です。使用するパソコンのブラウザは、 Microsoft Edge を利用してください。他のブラウザ(Internet Explorer、Google Chrome、Firefox など)では正しく動作しません。

申請データの入力前に必ず、使用するパソコンの設定を確認してください。設定されていない場合、 入力したデータがシステムに反映されず、入力が無効となりますので、御注意ください。

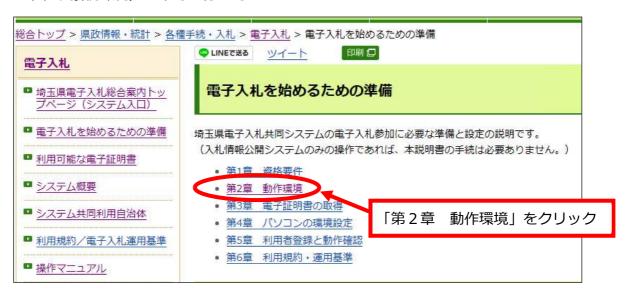
動作環境の確認

ア 埼玉県ホームページのトップ画面にある【情報を探す】のうち、【キーワード・ページ番号から探す】の【ページ番号で検索】に、ページ番号【1699】を入力し、検索します。

<埼玉県ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/>



イ 「第2章 動作環境」をクリックし、パソコンの動作環境(パソコンのOSとブラウザ及びインターネット接続環境)の確認を行ってください。



ウ Microsoft Edge の設定

上記の「第2章 動作環境」から「(3)Microsoft Edge の設定」を参照して、必要な設定をしてください。

電子入札総合案内 > 電子入札を始めるための準備 > 第2章 動作環境 > (3) Microsoft Edge の設定

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/edgesettei.html

●パソコン操作やシステムについて不明な点は、下記にお問い合わせください。

埼玉県電子入札ヘルプデスク 電話:048-830-2263 (平日8:30~17:00)

●システム操作の「よくあるお問い合わせ」は、次の埼玉県ホームページに掲載しています。

電子入札総合案内 > お問い合わせ/よくある質問

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/faq2-tokuyokuarusitumon.html

システムに入力できない文字について

JIS 規格第1水準及び第2水準に定められていない文字は、電子入札システムで、文字化けやエラー発生の原因になるため、便宜上、他の平易な漢字・ひらがな・カタカナ等に置き換えてください。

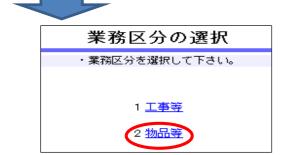
入力があった場合、共同受付窓口において、下記の表のとおり登録内容の修正を行います。

例:

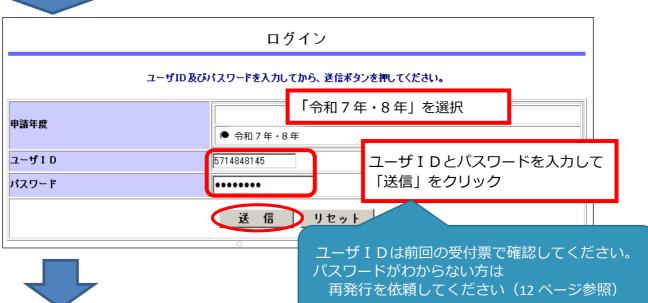
髙→高	吉→吉	瀨→瀬	滿→満	辻→辻	英→英
﨑→崎	隆→隆	鉃→鉄	淸→清	榊→榊	籘→藤
槗→橋	德→徳	腸→脇	柳→柳	琢→琢	丈→丈

(2)システムへのログイン <埼玉県ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/ >









競争参加資格申請受付システムメインページ

行えます。

 ・メニュー
 令和 7・8 年

 ・一時保存データ修正
 ・変更申請書作成」をクリック

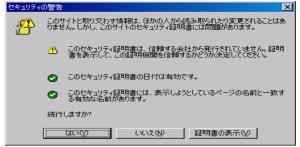
- · 抹消申出作成
- · 更新申請書作成
- 登録(入力)内容確認
- パスワード更新



現在の登録内容が表示された「変更申請書作成画面」になります。

※ システムに入る過程で、次のような警告が出る場合があります。この場合「OK」又は「はい」をクリックしてください。





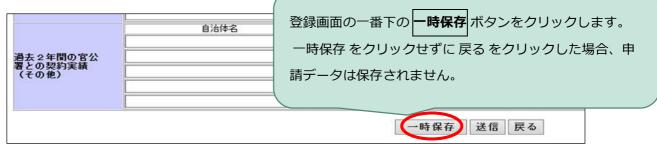
一時保存をしてください

入力中に画面を切り替えずに長時間経過するとタイムアウトとなることがあります。

その場合、入力内容が破棄され、再入力が必要となります。

入力内容を事前に用意し、適宜、一時保存しながら入力してください。





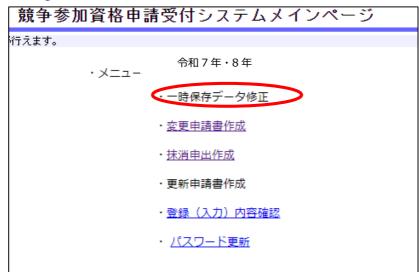


競争入札参加資格申請受付メインページ(物品等) 「中請受付メインページ(物品等)」画面 2 新規申請(序) ② 新規申請(序) ② 変更申請書作成 ○ 技済申出作成 ○ 東新申請書作成(定期) ○ 一時保存テータ修正 ○ 登録内容確認 ○ パスワード更新









[パスワードについて]

有効期限は2年です。セキュリティ保護のため、定期的な変更をお勧めします。

(1) パスワードの変更方法

- ① 「ログイン画面」でログイン後、「申請受付システムメインページ」の「パスワード更新」をクリックします。
- ② 新パスワードを設定する画面が表示されます。半角英数8文字で設定します。
- ③ 「送信」をクリックすると完了です。
- ※ 新パスワードの印刷はできません。忘れないように御注意ください。

(2) 「ログイン」画面で「入力したパスワードの有効期限が切れています」と表示され た場合

- ① 画面に「パスワードの変更」ボタンが表示されるのでクリックします。
- ② 新パスワードの入力方法は、(1) ②③と同じです。

(3) 画面に「パスワードの入力に誤りがあります」と表示された場合

次の点を確認してください。確認いただいてもログインできない場合、上記(3)の 手続で再発行を申請してください。

- ① 半角で入力していますか? (全角ではエラーになります)
- ② キーボードの「Caps Lock」がオンになっていませんか? (大文字と小文字の入力が逆になります)
- ③ 0 (ゼロ) と0 (オー)、1 (数字のいち)と I (小文字エル) は正しいですか? (画面では●●…●で表示されます。ワードやエクセルに入力して試してください)
- ④ 物品用のパスワードですか? (建設工事にも登録がある場合は御注意ください)
- ⑤ 8文字を超えていませんか? (パスワードは8文字です)

(4) パスワード再発行を依頼する

「電子入札総合案内」にある「入札参加資格申請(物品等)」を開き、画面下部「システム入口」にある「ユーザ I D・パスワードがわからないとき」をクリック

・事業者申請ポータルから申請する

次の手順で申請をしてください。3日ほどで事業者ポータルにて連絡します。

- ①事業者申請ポータルの競争入札参加資格申請をクリック
- ②【物品】パスワード再発行フォームをクリック
- ③業者番号を入力、送信をクリック
- ④「申請を実施します」のメッセージが出たら、 送信をクリック

・郵送で依頼する

次の3点を揃えて、物品等共同受付窓口(県入札審査課)に送付してください。 封筒に「ユーザID・パスワード再発行書申請書在中」と記載してください。仮パスワードを再発行して返送します。なお再発行には1週間ほどがかかります。

- ①「パスワード再発行申請書」
- ・ 印鑑登録の印(法人の場合、法人の印鑑証明の印)を押してください。
- ・ 再発行申請書は、県のホームページからもダウンロードしてください。
- ②印鑑登録証明書又は印鑑証明書:交付日から3か月以内の原本(コピー不可)
- ③返信用封筒:返信先を記入し、定形封筒に所定金額の切手を貼付したもの

(1) 本社・代表者情報を変更する場合

「本社・代表者情報」とは、法人又は個人事業者に関する情報です。変更になった場合、 速やかに変更申請を行ってください。

変更申請が必要な 本社・代表者情報	電子申請	提出	書類個人事業者
商号又は名称 【注❶】 本社住所 【注❶、②】 代表者の職名 代表者氏名 【注❸】	要	履歴(現在)事項証明書 受付票・データ登録確認 (*申請データを入力、送信後に	受付票・データ登録確認 (*申請データを入力、送信後に 出力できます。)
資本金【注❹】		出力できます。)	受付票・データ登録確認 (*申請データを入力、送信後に 出力できます。)
本社電話番号・FAX 番号		な	U

※「設立年月日」は変更申請の対象外です。

留意事項

注: 電子入札・電子見積合わせに参加する場合、電子証明書の再取得が必要です。

注2:「本社住所」の変更の場合

ア 県を登録済みで、本社が県外から県内へ移転したときは、履歴事項証明書に加えて「納税証明書(法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと)」、確認書(様式1)が必要です。



イ 市町を登録済みで、本社がその市町外から市町内へ移転したときは、履歴事項証明書に加えて「法人市(町)民税又は個人市(町)民税の納税証明書」(市町ごとに異なります。)、確認書(様式1)が必要です。

注3:電子証明書の名義が代表者の場合、電子証明書の再取得が必要です。

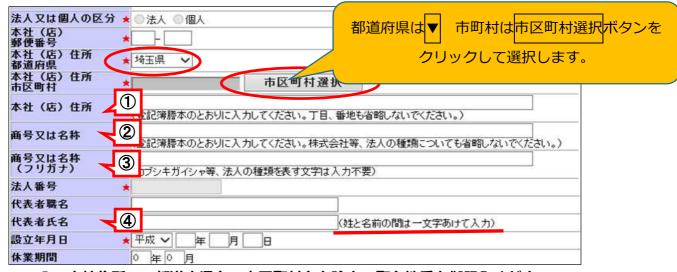
注❹:資本金

資本金は千円単位(千円未満の端数は切り捨て)で入力してください。また、カンマ (,) は入れないでください。

資本金に変更があった場合、その増減に応じて、共同受付側が職権でその他自己資本額の修正を 行います。

《入力上の注意点(本社情報)》

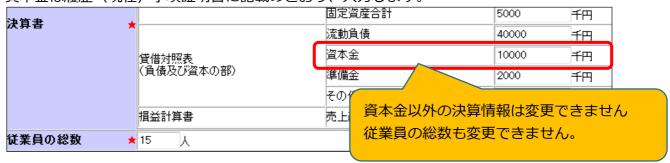
法人の場合、履歴事項証明書に記載されているとおり、個人事業者の場合、屋号を入力してください。



- ※① 本社住所:・都道府県名・市区町村名を除き、町名地番を御記入ください。
- ※② 商号又は名称:・「株式会社」などの法人の種類は省略しないで入力してください。
- ※③ 商号又は名称:・法人の種類は省略して、入力してください。
 - (フリカサト) ※「・(なかてん)」や「.(ピリオド)」は省略してください。
 - (例) 埼玉県庁・手引き株式会社 サイタマケンチョウテビキ
- ※④ 代表者氏名:・電子証明書の名義が代表者の場合、電子証明書の再取得が必要です。

«入力上の注意点(資本金)»

資本金は履歴(現在)事項証明書に記載のとおり、入力します。



資本金が増額した場合、増額分だけその他自己資本額を減額することになりますが、その他自己資本額の変更はシステム上で行うことができないため、共同受付窓口側が職権でデータの修正を行います。 例)

• /						
	資本金を5千万円から7千万円に変更した場合					
資本金	50000	千円		資本金	70000	千円
準備金	8000	千円		準備金	8000	千円
その他の自己 資本額	192000	千円		その他の自己 資本額	172000	千円

(2) 契約者情報を変更する場合

契約者とは、自治体と契約を結ぶ権限等を持つ人と登録する事業所です。変更になった場合、速やかに変更申請を行ってください。契約権限等を委任する場合は次の7項目を一括して委任します。部分的な委任はできません。

- ① 入札及び見積りに関すること
- ② 契約の締結に関すること
- ③ 契約の履行に関すること
- ④ 代金の請求及び受領に関すること
- ⑤ 復代理人の選任に関すること
- ⑥ ①~⑤に付帯する一切のこと
- ⑦ 納税状況等の照会に関すること

変更申請が必要な契約者情報			提出書類 法人・個人
契約者住所 【注❶】 (登録する事業所の所在地) 契約者の商号又は名称 (登録する事業所の名称) 契約者の職名 契約者の氏名 【注❷】	登録事業所 を別事業所 に変更 【注 ③ 】	要	「委任状(様式2)」
契約者電話番号・FAX 番号			受付票・データ登録確認 (*申請データを入力、送信後に 出力できます。)

留意事項

注❶:「契約者住所」(登録する事業所の所在地)の変更の場合

ア 県を登録済みで、旧契約者住所が県外、新所在地が県内の場合、委任状(様式 2)に加えて 「納税証明書(法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと)」、確認書(様式 1)が必要で す。



- イ 市町を登録済みで、旧所在地が市町外、新所在地が市町内の場合、委任状(様式2)に加えて「法人市(町)民税又は個人市(町)民税の納税証明書」等(市町で異なります。)、確認書 (様式1)が必要です。
- ウ 本社が「登録する事業所」で本社移転の場合、電子証明書の再取得が必要です。

注②:電子証明書の名義が契約者の場合、再取得が必要です。

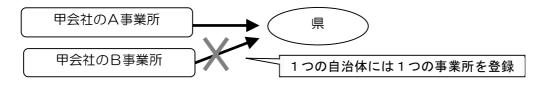
注❸:場合により、新規申請、抹消申請が必要になることがあります。 (詳細は次の項目)

「登録する事業所」を別の事業所に変更する場合(前頁 注3)

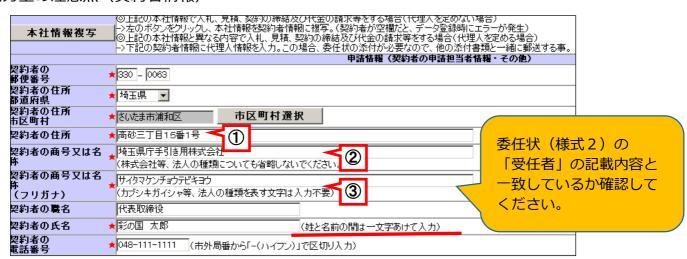
変更申請に加えて、新規申請や抹消申請が必要になる場合があります。

変更前の登録状況	変更したい内容	申請方法
A事業所が県とG市を登録 甲会社のA事業所 県 G市	B事業所が県とG市を登録 甲会社の B事業所 県 G市	変更申請 (登録する事業所をA事業所からB事 業所に変更) ※随時、申請を受付
A事業所が県とG市を登録 田会社のA事業所 県 G市	A事業所が県を登録 C事業所がG市を登録 甲会社の A事業所 県 G市	変更申請 (A事業所の登録からG市削除) 新規申請 (C事業所がG市を登録) ※申請件数は2件同時申請可能) ※毎月5日締切
A事業所が県を登録 D事業所がG市を登録 甲会社の A事業所 甲会社の D事業所 県 G市	A事業所が県とG市を登録 中会社のA事業所 県 G市	変更申請 (A事業所がG市を追加) 抹消申請 (D事業所の登録を抹消) ※申請件数 2 件(同時申請可能) ※毎月 5 日締切

- ※ 上図の B 事業所については、新しい電子証明書が必要になる場合があります。
- ※ 新規申請した事業所(上図のC事業所)が電子入札・電子見積合せ(オープンカウンタ)に参加するには、 新たな電子証明書が必要です。
- ※ 一つの自治体には、一事業者につき一事業所の登録になります。複数の事業所を一つの自治体に登録することはできません。



«入力上の注意点(契約者情報)»

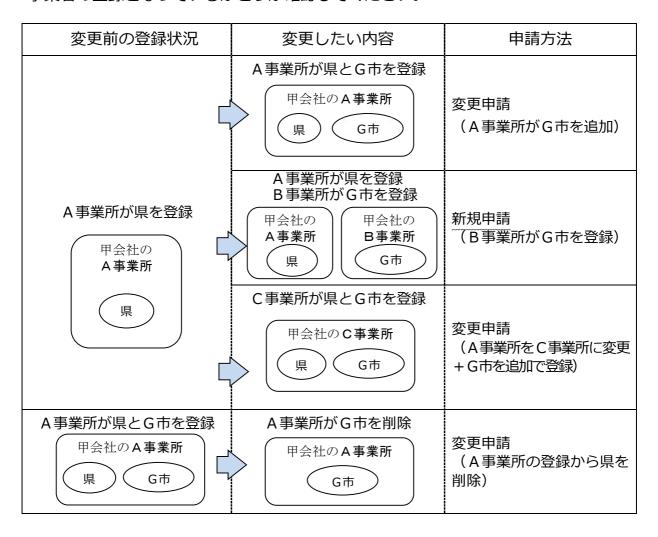


- ※① 契約者の住所:・都道府県名・市区町村名を除き、町名地番を御記入ください。
- ※② 契約者の商号又は称:・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れてください。
- ※③ 契約者の商号又は名称:・商号と営業所名等の間に一文字分のスペースを入れずに入力してください。

(フリガナ) 法人の種類、「・(なかてん)」や「.(ピリオド)」は省略。

(3) 登録自治体の追加・削除

入札等に参加したい自治体を追加する場合、重複登録していないか、一つの自治体に対し 一事業者の登録となっているかどうか確認してください。



電子入札に参加する場合

- ア 追加した自治体について、利用者登録が必要です。
- イ 新規申請した事業所(上図のB事業所)については、新しい電子証明書が必要です。
- ウ ト図のC事業所については、新しい電子証明書が必要になる場合があります。
- ※自治体を追加する場合、提出書類がある場合があります。

詳しくは「9.自治体別提出書類早見表」をご確認ください。

(4)業種・営業品目の追加

入札に参加したい営業品目を追加する場合、営業品目の一覧の品目の中から最も近いものを選びます。 なお、登録できる品目数に制限はありません。

変更項目		電子	提出書類
		申請	法人・個人
a	営業許可等が必要な営業品 目の追加		申請日現在で 有効な許可等の写し
b	営業許可等が不要な営業品 目の追加	要	受付票・データ登録確認
С	営業品目の削除		(*申請データを入力、送信後に出力できます。)

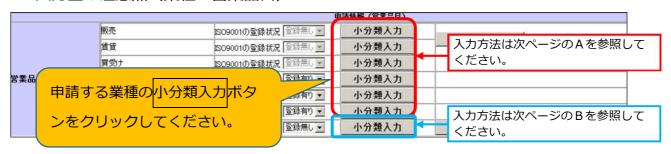
業種には、次の7区分があります。

	業種区分	主な営業品目の内容等
1	(物品の) 販売	OA機器・用品、文具・事務機器・用品等の販売
2	(物品の) 賃貸	OA機器・用品、文具・事務機器・用品等の賃貸
3	(物品の) 買受け	自治体からの鉄・非鉄クズ等の買受け
4	印刷の請負	一般印刷、封筒印刷、製本等の請負
5	電子計算に関する業務	データエントリー、システム開発、ネットワーク運用
	催物、映画、広告、その他	催物の企画・運営等関連業務、給食業務、市場調査業
6	の業務	務、人材派遣業務、貨物運送業務 等
7	建築物管理	管理業務、運転業務、点検・検査業務、廃棄物処理等

物品の修理や保守点検等の業務の入札において、「催物、その他の業務」や「建築物管理」の登録と併せて、対象となる物品の「販売」の営業品目を登録していることを要件とする場合がありますので、 業務の対象となる物品の「販売」の営業品目も併せて登録することをお勧めします。

業務	登録業種	営業品目
自動ドア点検	販売	建具 その他建具
	催物・その他の業務	計装設備点検・検査業務

«入力上の注意点(業種・営業品目)»

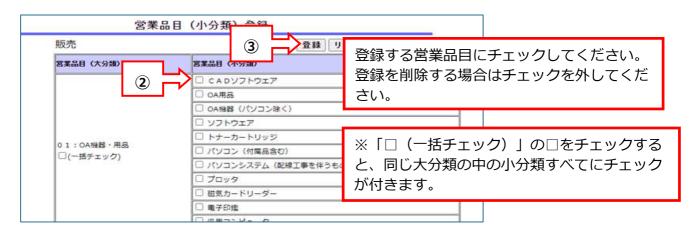


A「販売」「賃貸」「買受け」「印刷」「電算業務」「催物、その他の業務」を登録・削除する場合

申請する営業品目(小分類)にチェックマークを入れ、<u>登録</u>ボタンをクリックしてください。 複数の業種を申請する場合、①小分類入力ボタンをクリック、②営業品目(小分類)にチェック、営 業品目の登録を削除する場合は営業品目(小分類)のチェックを外します。

③登録ボタンをクリック、を繰り返します。





B「建築物管理」を登録する場合

	- Comment	E	申請情報(営業品目)		
	販売	ISO9001の登録状況 (登録無し) 💌	小分類入力	取扱銘柄入力	
	賃貸	ISO9001の登録状況 登録無し 💌	小分類入力	AX DX #0 TY A 73	
	買受け	ISO9001の登録状況 宣録無し 🖃	小分類入力		
营業品目	★ 印刷	ISO9001の登録状況 登録有り 💌	小分類入力		
	電算業務	ISO9001の登録状況 登録有り 🔻	小分類入力		
	催物、映画、広告、その他の業務	ISO9001の登録状況 登録有り 💌	小分類入力	小分類入力ボタンをクリック	ク
	建築物管理	ISO9001の登録状況 登録無し 💌	小分類入力		

申請する営業品目(小分類)ごとに、「従業員数」と「売上」額を入力し、**登録**ボタンをクリックしてください。申請しない営業品目、登録を削除する営業品目は空欄にしてください。

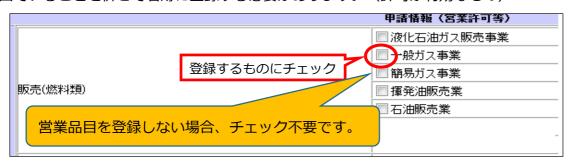
従業員数、売上とも、不明の場合は「0」と入力していただいて構いません。



従業員数は格付情報の従業員数を超えないよう適宜調整してください。 売上は格付情報の決算書の売上高を超えないよう適宜調整してください。

C 営業許可等が必要な営業品目を登録する場合

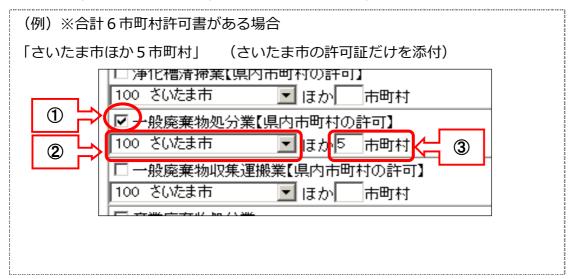
営業許可等が必要な営業品目を名簿に登録するには、その業務に関連する営業許可等を取得又は届け出ていることを併せて名簿に登録する必要があります。(許可が有効なもの)



次の営業許可を取得していることを名簿に登録するには、その営業許可を受けた店舗等を名簿に登録する事業所(契約者のいる事業所)にする必要があります。

業種	必要な許可・届出等		
	□ 医療機器販売業	□ 医薬品販売業	
販売	□ 毒物劇物販売業	□ 薬局開設者	
	□ 高度管理医療機器等販売業		
賃貸	□ 医療機器貸与業	□ 高度管理医療機器等貸与業	

浄化槽清掃業、一般廃棄物処分業、一般廃棄物収集運搬業の許可を登録する場合



- ※① 登録する営業許可にチェックします。
- ※② 複数の市町村の許可を取得している場合、代表的な市町村を選択します。
- ※③ 許可を取得している市町村の数を入力します。
- ※ 提出する証明書類等は、②で選択した1市町村分のみです。

(5)格付情報の変更

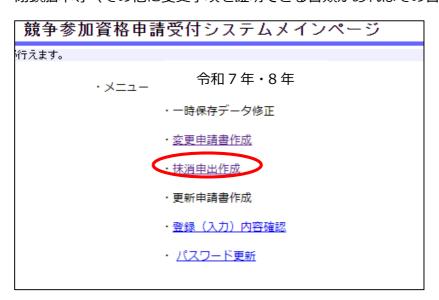
格付は、新規申請又は更新申請の際に決定し、入札参加資格の有効期間中は固定です。 ただし、次の変更項目に該当した場合のみ、改めて格付の審査を行います。

変更項目		提出書類
		法人・個人
障害者雇用の法定雇用率の達成等 SDGs 等の取組に関する認証の取得 ISO9001 の取得(※)		《従業員数が 40 人以上の事業者》・公共職業安定所 (ハローワーク) に提出した直近の報告書 (様式第6号)《従業員数が 40 人未満の事業者》・確認書 (様式1) (※障害者数を記入)
		・確認書【様式1】(※取得状況欄に〇を記入) ・①ISO14001、②エコアクション21の 認証を取得している事業者は、認証登録証 のPDFも提出
		・認証登録証の写し

※ISO9001 (品質管理) は、業種が「販売」「賃貸」「買受け」の場合は対象外です。

(6) 営業の廃止(名簿登録の削除)

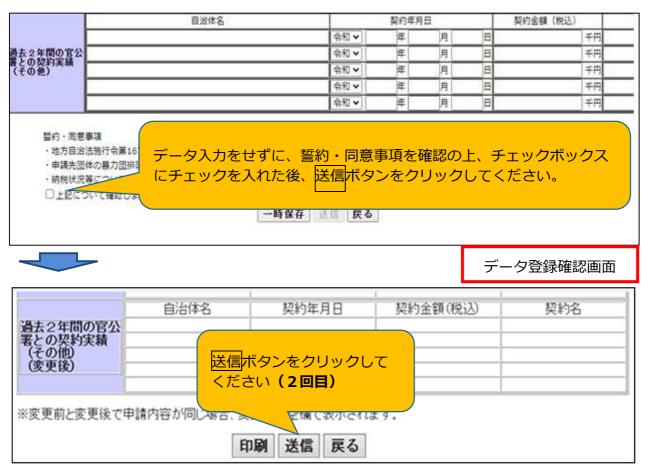
システムにログイン後、「抹消申出作成」から申請データを送信してください。 閉鎖謄本等(その他に変更事項を証明できる書類があればその書類)を提出してください。



(7)使用印鑑の変更(ふじみ野市に登録がある場合のみ)

ふじみ野市を登録している場合で、使用印鑑を変更したときは、「使用印鑑届(様式 5)」の提出が必要です。電子申請はデータ入力をせずに送信をしてください。

<u> </u>	1 11310	, = = , = , = , = , = ,	
変更項目	電子	提出書類	
及丈坝口	申請	法人	個人
使用印鑑	要	使用印鑑届(様式 5) (※ふじみ野	市に登録がある場合のみ提出)



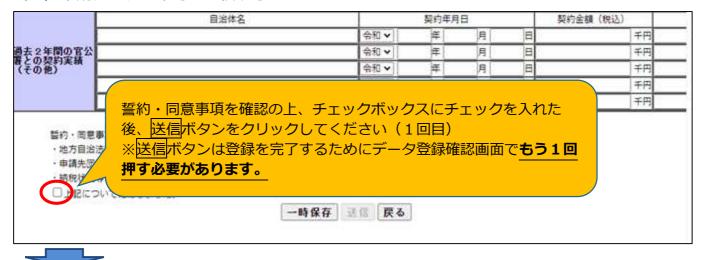
(8) その他

変更項目	電子	提出書	類	
	申請	法人	個人	
申請担当者氏名				
申請担当者電話番号、FAX 番号			» (-7× 67 7± -77	
申請担当者メールアドレス	要	受付票・データ登録確認 (*申請データを入力、送信後に出力できます。)		
主たる業種		(*中間)一分を入力、	心后依に四刀(こより。)	
資格承認後連絡先メールアドレス				

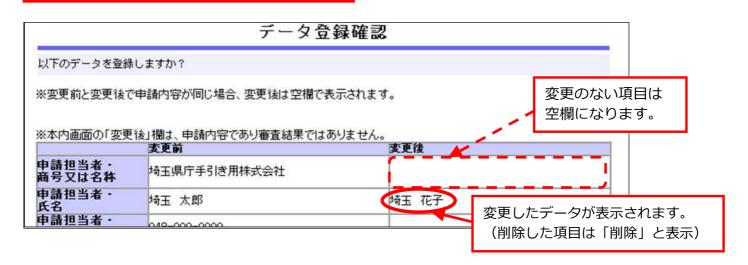
- ① 申請担当者メールアドレス:書類提出方法の案内メール等が送付される宛先です。
- ② 資格承認後連絡先メールアドレス:入札参加資格の更新等、各自治体からの案内を送付する宛先です。
 - ※ 電子入札での指名競争入札のお知らせ等は、電子証明書の利用者登録の際に登録されたアドレス に送信されます。

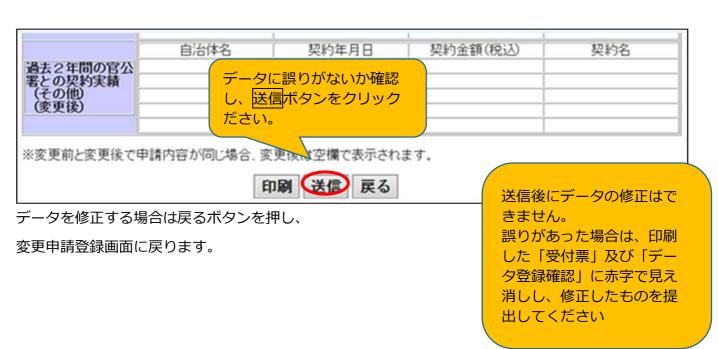
4 申請データの確認・送信

(1) 申請データの確認・送信する

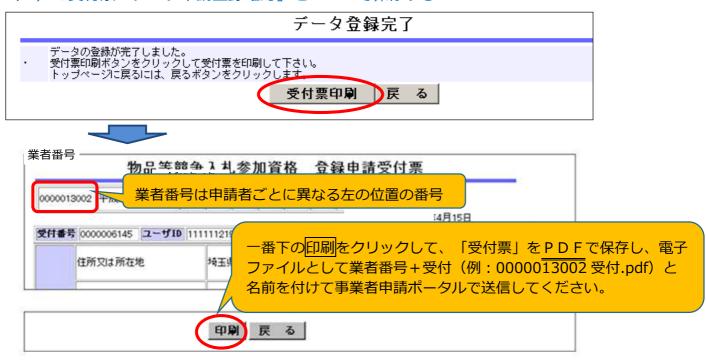


データ登録確認画面になります。





(2) 「受付票・データ申請登録確認」をPDFで保存する



戻るをクリックするとメインページに戻ります。

(3) データ送信後に入力誤りがあった場合

データ送信後に入力の間違いに気付いた場合は、印刷した「受付票」及び「データ登録確認」に 赤字で見え消しし、修正したものを提出してください(共同受付窓口で修正いたします。)。

(4)添付書類の送信を忘れずに

提出書類の送付方法は、申請担当者メールアドレスあてにメールでご案内します。 案内に従って、手続きを進めてください(まだ、申請は完了していません。)。

「書類提出方法の案内」のメールが届かない場合

- ①か②のいずれかの方法で書類を御提出ください。
- ① 提出書類を入札審査課にメールで送付

【メール送付先】送付先: a5770-09@pref.saitama.lg.jp 件名は「業者番号・受付番号変更申請書類資料」としてください。

※行政書士が複数の事業者を代理申請する場合、業者ごとに分けて電子ファイルを添付し、 メールでお送りください。

② 郵送(信書)で提出

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 入札審査課 物品等共同受付窓口

「7・8年度 物品等 変更申請在中」

※受付票を一番に上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書(書留等)で 郵送してください(「7・8 年度 物品等 変更申請在中」と赤字で記入してください)

(1)提出書類をPDFにする 書類をPDF化又は画像ファイル化してください。

電子データの形式は、PDFファイル又は画像ファイルでお願いします。 スキャニングは鮮明にしてください。 事業所の写真・案内図(様式 6)はカラーで電子ファイルの添付をお願いいたします。

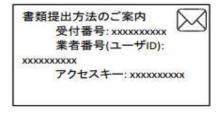
書類には名前を付けてください。

- ・書類には、先頭に受付票の左上のある業者番号(0から始まる10桁の番号)を付けてください。 ※ユーザーID(6000から始まる番号)ではないので注意してください。
- ・添付する際は、書類の種類ごとに分けて添付してください。
- ・また、種類ごとにまとめて添付してください。
- ・業者番号と書類名の間にスペースや「+」は不要です。

入力例	
□ 業者番号+受付	受付票・データ登録確認
(例:00000xxxxx 受付.pdf)	
□ 業者番号+確認	確認書(様式1)
□ 業者番号+委任	委任状(様式 2)
□ 業者番号+印鑑	使用印鑑届(様式 5)
□ 業者番号+謄本	履歴事項証明書(商業・法人登記簿抄本)
□ 業者番号+身分	身分証明書(個人事業者のみ)
□ 業者番号+許可	営業許可書等
□ 業者番号+雇用	障害者雇用状況報告書
□ 業者番号+環境	ISO14001 認証取得登録証、埼玉県エコアップ
	エコアクション 21 認証・登録証
□ 業者番号+品質	ISO9001 認証取得登録証
□ 業者番号+写真	事業所の写真・案内図(様式 6)
□ 業者番号+県税	(法人) 納税証明書(県税)、県税に関する証明書
	(個人)納税証明書(県税)、県税に関する証明書
□ 業者番号+住民	個人住民税の納税証明書
□ 業者番号+自治体名	申請自治体によって提出する書類(該当する自治体ごとに添付)
	例:業者番号上尾 業者番号伊奈

(2) 書類のアップロード・送信する

① 受付システムで申請データを送信後、申請担当者メールアドレスに届いた事業者申請ポータルのリンク先からアクセスしてください。





② 添付書類提出フォームをクリック

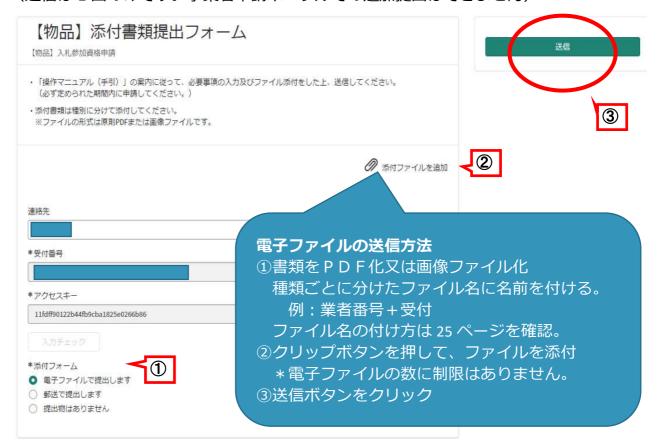


③ 受付番号・アクセスキーを入力して入力チェックボタンを押してください。



④ 「入力チェック」ボタンを押すと、添付フォームが出てきますので、「電子ファイルで提出します」を選択、「電子ファイルで提出します」ボタンを押し、電子ファイルを添付し、送信します。

(送信は1回のみです。事業者申請ポータルでの追加提出はできません)



※送信をクリック後、完了の表示はされません。「メッセージを送信してください」と メッセージが出たら、未入力のまま閉じてください。

送信状況はログイン後、過去の申請をクリックすると確認ができます。



(3) 書類を追加で送りたいとき

書類を追加で送付する場合は下記宛てにメールで送付してください。

【メール送付先】

送付先:a5770-09@pref.saitama.lg.jp

件名は「業者番号・受付番号 変更申請書類資料(追加提出)」としてください。

(4) 事業者申請ポータルを初めて利用する場合

初めて事業者申請ポータルから書類を提出する場合、事業者申請ポータルの事業者登録が必要です。既に事業者申請ポータルで事業者登録が済んでいる方は再度登録する必要はありません。

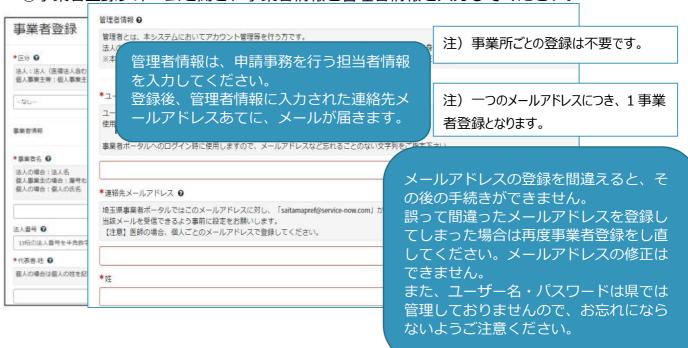
事業者登録の仕方

① 申請担当者メールアドレスあてに届いたメールにあるリンクから、「事業者申請ポータル」にアクセスし、「事業者登録」をクリックしてください。 アクセスができない場合は次のサイトにアクセスしてください。



事業所ごとの登録 は不要です。

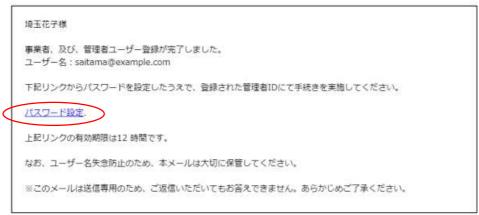
②事業者登録フォームを開き、事業者情報と管理者情報を入力してください。



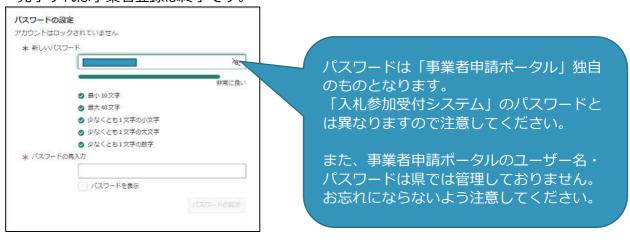
③ 利用規約を確認の上、チェックボックスをチェックし、入力内容に誤りがないことを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

	1.1	
各項目	 を入力してくださ	ر۱.
連括先AX製用		
辛角数字と**で入力してください。		
	連把供料費用	

④ 管理者の連絡先メールアドレスに「登録完了・パスワード設定」の案内メールが届きます。パスワード設定をクリックします。



- ※ 事業者登録・パスワードの設定の操作で不明な点は下記あてに御連絡ください。 行政・デジタル改革課 DX 推進担当: a2440-13@pref.saitama.lg.jp
- ※ 登録送信した翌日になってもメールが届かない場合は、再度事業者登録を行ってください。
- ⑤ メール中のパスワード設定リンクをクリックし、パスワード設定画面を開き、パスワード条件に 合致するパスワードを入力し、「パスワードの設定」を行います。 完了すれば事業者登録は終了です。



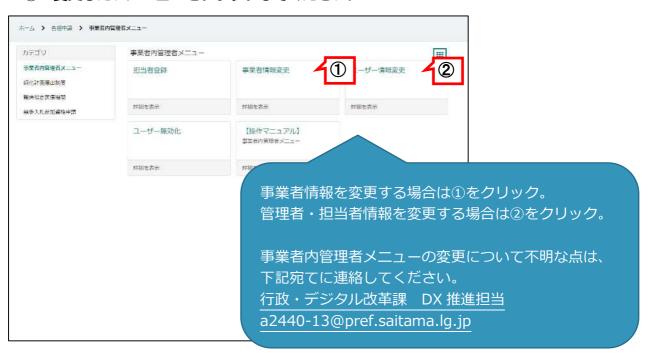
(5) 事業者申請ポータルの登録内容を変更したい場合

メールアドレス以外の登録内容の変更をしたいとき

① 事業者内管理者メニューをクリックしてください。



② 変更したいメニューをクリックしてください。



〔事業者申請ポータルへの書類の添付が難しい場合〕

①か②のいずれかの方法で書類を御提出ください。 事業者申請ポータルの登録は不要です。

① 提出書類を入札審査課にメールで送付【メール送付先】: a5770-09@pref.saitama.lg.jp件名は「業者番号・受付番号変更申請書類資料」としてください。

② 郵送(信書)で提出

【郵送送付先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 入札審査課 物品等共同受付窓口「7・8年度 物品等 変更申請在中」

※受付票を一番に上にし、すべての書類を共同受付窓口まで、信書(書留等)で 郵送してください(「7・8 年度 物品等 変更申請在中」と赤字で記入してください)

31

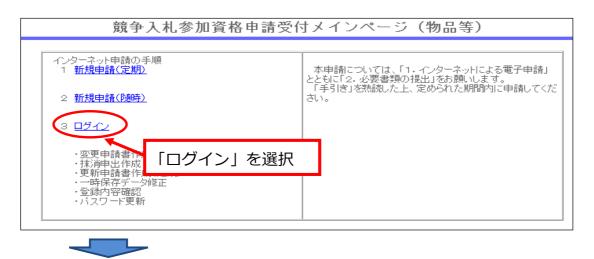
6 審査結果を確認する

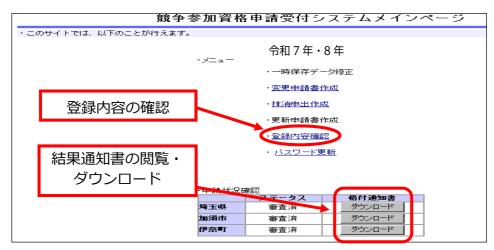
審査終了後、登録された申請担当者のメールアドレスに審査完了の連絡をします。

名簿登録後、受付システムで登録内容の確認及び審査結果通知書のダウンロードができます。

結果通知書の宛名は名簿登録時点のものとなります。代表者の変更申請をされた場合も、変更となりませんので、御了承ください。

審査結果通知書を確認





※ 審査結果通知書は PDF 形式です。御覧いただくには Adobe Reader が必要です。 Adobe Reader をお持ちでない場合は次にアクセスしてインストールしてください。

http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html



7 名簿登録後の注意事項

(1)報告が必要な事項

次の事項に該当した場合、速やかに埼玉県入札審査課審査担当へ連絡ください。

- ①営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- ②営業停止命令を受けたとき。
- ③個人事業主が死亡したとき。又は法人が解散したとき。
- ④地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者となったとき。
- ⑤営業に関し必要な登録、免許、許可等が取消されたとき。
- ⑥官公需適格組合として申請した者が、その証明を受けられない者となったとき。
- ⑦埼玉県内で事故等を起こしたとき。
- ⑧独占禁止法の規定による告発、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- ⑨役員、使用人等が法令に違反するなど不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され たとき。また監督行政庁から行政処分を受けたとき。

(2)競争入札参加資格の取消し等

次の事項に該当した場合、各自治体の規定により、参加資格を取消し、又は入札参加停止の措置を行うことがあります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者となったとき。
- ② 次のいずれかに該当する者となったとき(不正の行為をした者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。)。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しく は不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - 工 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に 基づき過大な額で行った者。

- キ 上記により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり 代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ク その他契約の相手方として不適当と認められる者。
- ③ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。
- ④ 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引 委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたと き。
- ⑥ 刑法第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。
- ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をい う。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、知 事が不適格であると認めたとき。

地方自治法施行令第167条の4 (一般競争入札の参加者の資格)

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号 に掲げる者

地方自治法施行令第167条の11 (指名競争入札の参加者の資格)

1 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示 (令和6年7月19日埼玉県告示第833号)

- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
 - イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から3年を経過しない者

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) ~(3) 略
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

8 提出書類一覧(変更申請用)

※ 自治体ごとに必要な書類がありますので、「9 自治体別提出書類早見表」

(P40~) も確認してください。

(1) 必ず提出する書類

書類名	説明
受付票・データ登録確認	・「競争入札参加資格申請受付システム」で申請データを送信すると、出力で
	きるようになります。送信後のものを送信してください。
	・送信後にデータの修正はできません。誤りがあった場合は、受付票に赤字修
	正し送信してください。

(2) 本社・代表者情報を変更する場合

書類	名	説明
法	履歴事項証明書	・申請日前3か月以内に交付されたもの。
人	(商業・法人登記簿	・法務局又は地方法務局(支局・出張所)で発行。
の	抄本)	・商号、本店住所、設立年月日(1ページ目)、現在の資本金の額、代表者氏
み		名、発行日(最終ページ)が掲載されているページのみを添付してください。
納稅	証明書(県税)	«県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合»
	ステム上で納税状況の	・納付後間もないなど、納税状況(法人の場合は法人県民税・法人事業税、
	について同意した場 原則として、提出は不	個人の場合は個人事業税)がシステムで確認できないときは、申請者に納税
要)		証明書の提出を求めることがあります。
確認	書【様式1】	・県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合
		・市町を登録済みで、本社の住所が市町外から市町内に移転した場合に提出し
		てください。

(3) 契約者情報を変更する場合

書類名	説明	
委任状【様式2】	・記載例を必ず確認し、作成してください。	
納稅証明書(県稅)	«県を登録済みで、契約者の住所が県外から県内に移転した場合»	
(システム上で納税状況の照 会について同意した場合、原	・納付後間もないなど、納税状況(法人の場合は法人県民税・法人事業税、	
則として、提出は不要)	個人の場合は個人事業税)がシステムで確認できない場合は、申請者に納税	
	証明書の提出を求めることがあります。	
	・県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への確定申告期限を	
	迎えていない場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等報告書」(法	
	人)、「事業開業報告書」(個人)の写しを提出してください。	
確認書【様式1】	・県を登録済みで、本社の住所が県外から県内に移転した場合	
	・市町を登録済みで、本社の住所が市町外から市町内に移転した場合に提出	
	してください。	

(4)登録自治体の追加

書類名		説明	
納稅証明書(県稅)		«埼玉県を新たに追加する場合»	
	ステム上で納税状況の照	・ 納付後間もないなど、納税状況(法人の場合は法人県民税・法人事業税、	
	Oいて同意した場合、原 して、提出は不要)	個人の場合は個人事業税)がシステムで確認できない場合は、申請者に納	
XIC C	J CV JAEMIO (S)	税証明書の提出を求めることがあります。	
	納税証明書	«埼玉県を新たに追加する場合で、埼玉県内に住所がある事業者»(県内に住	
個	「個人住民税の納税証	所地がない場合は不要)	
	明書」	・申請日前3か月以内に交付されたもの。	
人 の		・住所地のある市町村で発行されたもの。	
<i>み</i>		・「現在において滞納(未納)の税額がないこと」の旨の記載があること。	
		・滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近年度の	
		個人住民税の納税証明書又は非課税証明書	

書類名	説明	
市(町)民税等納税関係書類	«市町を新たに追加する場合で、登録する市町内に事業所(本社、支社、支	
	店等)がある事業者»(事業所がない場合は不要)	
	・提出書類の名称等は市町で異なります。	
	・9 自治体(市・町)別提出書類早見表を確認してください。	
事業所の写真・案内図	«上尾市、川口市、川越市、越谷市、さいたま市、秩父市、戸田市、富士見	
【様式6】	市、ふじみ野市を新たに追加する場合»	
	・申請事業所が申請自治体内にある場合	
	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内	
	部が広範囲に写っているもの各1枚。	
	・案内図は、住宅地図等の添付でも可。	
	・カラーでスキャンをして提出してください。	
① 法人(設立・解散・異動	«上尾市を新たに追加する場合»	
等) 届出の「事業証明書」	・申請事業所が上尾市内にある場合に提出	
②事業所実態調査票【様式	・個人事業者は②事業所実態調査票【様式7】のみ。	
7]		

(5) 営業品目を追加する場合

書類名	説明
営業許可書等	«許可等(登録、免許、許可等)が必要な営業品目を新たに申請する場合»
	・許可等(申請日現在で有効な許可等)を受けていることを証明する書類

(6)格付情報の変更

書類名	説明
障害者雇用状況報告書	«「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書を提出していて不足数な
	し」を登録申請する場合»
	・障害者雇用状況報告書の添付義務のある事業者(従業員 40 人以上)
	で障害者法定雇用率を達成している事業者
	・公共職業安定所(ハローワーク)に提出した直近の報告書(様式第6
	号)
確認書	«「障害者雇用状況」で「障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者
【様式1】	で障害者を1名以上雇用している」を登録申請する場合»
	「4」の障害者雇用欄に人数を記入してください。
① I SO14001 認証取得登録証	«「環境配慮状況」を「配慮あり」で登録申請する場合»
②エコアクション 21 認証・登録証	確認書【様式1】2枚目「5」の取得状況欄に〇を記入してください。
③埼玉エコアップ認証	・①ISO14001、②エコアクション21の認証を取得している事業者
④埼玉県 SDG s パートナー登録	は、いずれかの認証登録証の PDF を提出してください。
⑤埼玉県環境 SDG s 取組宣言企業	本社等で取得している場合も含む。
⑥多様な働き方実践企業認定	外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。
⑦パートナーシップ構築宣言企業	
(いずれか一つ)	・③~⑦については、確認書【様式 1】のみを提出してください。
ISO9001 認証取得登録証(付属	«「ISO9001 登録状況」を「登録あり」で登録申請する場合»
書含む)	・認証取得業務が申請する業種に関連したものであること。
	・本社等で取得している場合も含む。
	・外国語版の場合、日本語訳文を付記又は添付すること。

(7) 使用印鑑の変更(ふじみ野市に登録がある場合のみ提出)

書類名	説明	
使用印鑑届	・使用印鑑は、入札・見積り・契約等に使用する印を押印。	
【様式 5】	・記載例を必ず確認し、作成してください。	

(8) 行政書士による代理申請の場合

書類名	説明
委任状(様式自由)	行政書士が委任を受けていることがわかる委任状を提出
	してください。

9 自治体別提出書類早見表

自治体名	書類名	説明
埼玉県	①【個人】	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に住所がある事業
	納税証明書	者»(県内に住所地がない場合は不要)
	「個人住民税の納税証明書」	・申請日前3か月以内に交付されたもの。
		・住所地のある市町村で発行されたもの。
		・「現在において滞納(未納)の税額がないこと」の
		旨の記載があること。
		・滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町
		村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税
		証明書
	納税証明書(県税 法人県民税・法	埼玉県に登録する場合で、埼玉県内に事業所(本社、
	人事業税・個人事業税)	支社、支店等)がある事業者(法人・個人)
	(システム上で納税状況の照会につい	・納付後間もないなど、納税状況がシステムで確認で
	て同意した場合、原則として、提出	きないときは、申請者に納税証明書の提出を求めるこ
	は不要)	とがあります。
		・県内で事業開始後の決算が未到来の場合、県税事務
		所に提出した「法人の設立等報告書」(法人)、「事
		業開業報告書」(個人)の写しを提出してください。
	提出書類については事前相談後にご	企業合併、分割、営業譲渡の場合(埼玉県に登録)
	案内いたします	・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合
		で、承継時の財務関係書類等による格付を希望する法
	(問合せ先)	人は、事前にご相談ください。
	埼玉県総務部入札審査課 審査担当	
	電話:048-830-5775	

自治体名	書類名	説明
上尾市	①【法人・個人】	申請する事業所が上尾市内にある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認でき るもの)及び
	〔様式6〕	事業所内部が広範囲に写っているもの各 1枚。案内図は、住宅地図
	(市内・準市内事業者の	等でも可。
	み)	・写真は申請日前3か月以内に撮影されたもの。
		・カラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】	申請する事業所が上尾市内にある場合
	市税に未納がないことの	・市税に未納がないことの証明書(証明書発行センターで発行)
	証明書	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	(市内・準市内事業者の	の。
	み)	
	③【法人】	申請する事業所が上尾市内にある場合
	法人(設立・解散・異動	・上尾市内の事業所が確認できる証明書(証明書発行センターで発
	等)届出の「事業証明	行)
	書」	・証明書は申請日前3か月以内に交付されたもの。
	(市内・準市内事業者の	
	<i>み</i>)	
	④【法人・個人】	申請する事業所が上尾市内にある場合
	事業所実態調査票	・申請する事業所について記入すること。
	〔様式7〕	※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合がありま
	(市内・準市内事業者の) み)	す。
	【法人】 法人市民税の	申請する事業所が朝霞市内にある場合
朝霞市	納稅証明書	・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	【個人】個人市民税の	あります。
	納稅証明書	
	(システム上で納税状況	
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
基 口如	【法人・個人】	春日部市内に申請事業所(本店、支店、営業所等)がある場合
春日部 	市税に未納がないことの	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあ
市	証明書	ります。
	こうご言	
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
	物口、小川にひて下女)	

自治体名	書類名	説明
加須市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、加須市内に事業所(本店、支店、
※当市の令和	納税証明書	営業所等)がある場合
7・8年度入札 参加資格者名簿	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
は埼玉東部消防組合も使用します。	納税証明書	の。
川口市	①【法人・個人】	川口市内に申請事業所(本店、支店、営業所等)がある場合
	市税等の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあ
	(システム上で納税状況	ります。
	の照会について同意し	【調査の対象となる税目等】
	た場合、原則として不	・市民税(法人:法人市民税/個人事業者:個人市民税)
	要)	・特別徴収分の個人市民税
		・固定資産税(土地・家屋・償却資産)
		・都市計画税
		・事業所税
		・軽自動車税
		・国民健康保険税(個人事業者のみ)
		・使用料、違約金、損害賠償請求金等本市が保有する債権
	②【法人・個人】	川口市内に申請事業所(本店、支店、営業所等)がある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び
	〔様式6〕	事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等
	(市内事業者のみ)	でも可。
		・写真はカラーでスキャンをして提出してください。

自治体名	書類名	説明
川越市	① 【法人・個人】	申請する事業所が川越市内にある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び
	〔様式6〕	事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等
	(市内事業者のみ)	でも可。
		・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
		・申請日から3カ月以内に撮影されたもの。
	②【法人】	所在地変更後の所在地が川越市内にある場合
	「法人設立(変更)等届	受理印(川越市市民税課)のあるものが必要です。(電子申請で収
	出書」(川越市様式)	受印が押されない場合は、届出内容画面を印刷したもの)
	(市内事業者のみ)	
	(所在地変更の場合)	
	③【法人・個人】	申請する事業所が川越市内にある場合
	納税証明等申請書兼証明	・申請日前3か月以内のもの
	書〈写し可〉	(発行:川越市収税課、各市民センター及び川越駅西口連絡所)
	(市内事業者のみ)	・川越市契約課のホームページにある市指定様式により証明を受け
	(川越市を追加登録する	てください(川越市ホームページ> 産業・ビジネス > 入札・契約
	場合)	> 入札参加資格等 > 登録・変更等 > 物品等入札参加資格審査用市
		指定様式(納税証明等申請書兼証明書))。
		https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011
		949/1011956/1013870.html
		・納税義務がある税目で未納がある場合、資格審査を受けることが
		できません。
		・証明書の記入方法等は、川越市ホームページ掲載の市指定様式内
		の記入要領を参照してください。
北本市	【法人】 法人市民税の	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所(本
	納税証明書	店、支店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人市民税の	【個人】申請者の住所が北本市内にある場合
	納税証明書	※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	※納税証明書を提出する場合は、直近1年分の納税証明で、申請日
	場合、原則として不要)	前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
行田市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した	申請事業所の所在地に関わらず、行田市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
久 京市 ※対象した、 ※対象した、 ※対象した、 ※対象した、 ※はていた。 ※は、 ※は、 ※は、 ※は、 ※は、 ※は、 ※は、 ※は、	場合、原則として不要) 【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、久喜市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
熊谷市	【法人】 法人市民税の 納税証明書 【個人】 個人市民税の 納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、熊谷市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
鴻巣市 ※令和7年度から入札案件は電子入札の導入を予定しています。電子入札の準備をお願いします。	【法人・個人】 市税に未納税額のないこ との証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した 場合、原則として不要)	申請する事業所(本店、支店、営業所等)が鴻巣市内にある場合 納税状況が確認できない場合、未納税額のないことの証明書の提出を求めることがあります。 ・申請日前3か月以内に交付されたもの。

自治体名	書類名	説明
越谷市	①【法人・個人】	①申請する事業所が越谷市内にある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び
	〔様式6〕	事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅地図
	(市内業者のみ)	等でも可。
		・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	② 【法人・個人】	②申請する事業所(本店、支店、営業所等)が越谷市内にある場合
	市民税等の納税証明書	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	<写し可>	の。
	③法人(設立・異動)	③申請する事業所(本店、支店、営業所等)が越谷市内にある場合
	届出の「営業届出済証	・営業届出済証明書で、申請日前3か月以内に交付されたもの。
	明書」〈写し可〉	
	※個人の場合不要で	
	す。	

自治体名	書類名	説明
さいたま	さいたま市の変更事項の	名簿反映について
市	申請時期が随時の変更	につきましては、システムに登録されるまで申請受理後2週間程度か
' 」 (問合せ先)	かりますが、さいたま市	競争入札参加資格者名簿(物品等)への登録は、本市の審査が完了次
さいたま市	第、登録いたしますので	、システムと登録時期が異なります。
契約課契約管 理係	本市に書類等を提出する場合は、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容	
電話: 048- 829-1179	で提出してください。	
直接お問い合	特に変更申請からシステム登録までの間に本市に入札書、契約書等を提出する場合は、ご注	
わせくださ い。	意ください。登録の確認	につきましては、さいたま市契約課契約管理係にお問合せください。
	①【法人・個人】	《受任者を置く事業所の所在地がさいたま市内にある場合のみ(本
	事業所の写真・案内図	店は提出不要)》
	〔様式6〕	・事業所の所在地をさいたま市内に移す場合も提出してください。
		・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び
		事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地図等
		でも可。
		・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	②【法人・個人】	申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所(本店、支

②【法人・個人】
市民税の納税証明書
(システム上で納税状
況の照会について同意
した場合、原則として
不要)

申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所(本店、支 店、営業所等)がある場合

納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることがあります。

- ・対象となる税目: 【法人】法人市民税、 【個人】 個人市民税
- ・納税猶予の許可を受けている場合はご相談ください。
- ・地方税法第296条第1項第2号に該当し、かつ同法施行令第47条で定める収益事業がない法人の提出書類については、さいたま市契約課契約管理係までお問い合わせください。
- ③個別情報報告書〔様式8〕
- ※エクセル形式で提出

してください。

- ・以下のいずれかもしくは両方該当する場合は提出してください。
- 1:「建築物管理」のうち、「管理業務、運転業務、点検・検査業務」を申請する事業者
- 2:個人事業主で代表者がさいたま市内に住所を有する事業者または事業所の所在地がさいたま市内にある事業者
- ・新たに「建築物管理」を追加し、「管理業務、運転業務、点検・ 検査業務」を申請する事業者及びさいたま市の格付審査情報を変更 する事業者も提出が必要となります
- ※追加する格付審査情報に関する書類も併せて提出してください (詳しくは、47~49ページの④~®を確認してください)

自治体名 書類名 説明

さいたま

さいたま市の格付審査について

市

(問合せ先) さいたま市 契約課契約管 理係 電話:048-829-1179 直接お問い合 わせくださ い。 ※④~⑧は、格付審査に関する書類になります。格付審査の詳細については、さいたま市ホームページをご覧ください。

(https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p036551.html)

- ※⑨を提出する場合は、④~⑧は組合員のものではなく組合等のものを提出してください。さいたま市は組合等の書類のみ加点対象としています。また、障害者雇用についても組合等の状況のみ加点対象としています。
- ※営業期間は「令和7年1月1日」を基準として算出します。
- ※審査結果等については、格付審査の有無に関わらず全ての事業所に対して、書面でお知らせ します。

④次世代育成支援対策 推進法に基づく一般事 業主行動計画策定・変 更届(受理印のあるも の)又は基準適合一般 事業主認定通知書(く るみん認定等) 建築物管理のうち、管理業務、運転業務、点検・検査業務を申請する場合のみ

- ・申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。
- (1) 従業員100人以下の企業等

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく 一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労 働局へ提出した又は同法第15条の2の規定による認定を受けてい る。

- ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点対象となります。
- (2) 従業員101人以上の企業等

同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている。

- ※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準 適合一般事業主認定通知書(くるみん認定等)が必要となります。
- ・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html)

- ・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。
- ・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時雇用する労働者の数」で判断します。

自治体名	書類名	説明
さいたま	⑤女性の職業生活にお	建築物管理のうち、管理業務 、運転業務、点検・検査業務を申請す
市	ける活躍の推進に関す	る場合のみ
(問合せ先)	る法律に基づく一般事	・申請日現在、次のいずれかに該当する場合は提出してください。
さいたま市	業主行動計画策定・変	(1) 従業員100人以下の企業等
契約課契約管 理係	更届(受理印のあるも	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律
電話: 048- 829-1179	の) 又は基準適合一般	第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規
直接お問い合	事業主認定通知書(え	定による届出を労働局へ提出した又は同法第12条の規定による認
わせくださ い。	るぼし認定等)	定を受けている。
		※一般事業主行動計画策定・変更届のみでも加点対象となります。
		(2) 従業員101人以上の企業等
		同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている。
		※一般事業主行動計画策定・変更届のみでは加点されません。基準
		適合一般事業主認定通知書(えるぼし認定等)が必要となります。
		・詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。
		(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html)
		・一般事業主行動計画策定・変更届を提出する場合は、申請日現
		在、計画期間中である場合のみ対象です。
		・従業員数は、「一般事業主行動計画策定・変更届」記載の「常時
		雇用する労働者の数」で判断します。
	⑥以下のいずれかの書	建築物管理のうち、管理業務 、運転業務、点検・検査業務を申請す
	類	る場合のみ
	(1) さいたま市と締結	・以下のいずれかに該当する場合は提出してください。
	している包括連携協定	(1) さいたま市と包括連携協定を締結している者
	書	(2) さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
	(2) さいたま市SDG	(3) さいたま市健康経営企業として認定されている者
	s 認証企業認証書	(4) さいたま健幸ネットワークの提出書類はありません
	(3) さいたま市健康経	
	営企業認定証	
	(4) さいたま健幸ネッ	
	トワークに加入	
	⑦ISO9001認証	建築物管理のうち、管理業務 、運転業務、点検・検査業務を申請す
	取得登録証	る場合のみ
	(共通書類で申請業種	・認証取得業務が申請業種に関連しないが、ISO9001 を取得してい
	に関連した登録証を提	る場合は、提出してください。
	出する場合は不要)	※さいたま市は認証範囲を問いません。

自治体名	書類名	説明
さいたま	⑧ISO14001 認証取得	建築物管理のうち、管理業務 、運転業務、点検・検査業務を申請
市	登録証又はエコアクショ	する場合のみ
(問合せ先)	ン21認証・登録証	さいたま市が「環境配慮状況」で加点対象としているものは、
さいたま市	(共通書類で提出する場	「ISO14001 又はエコアクション 21」のみとなります。加点を希
契約課契約管 理係	合は不要)	望される場合は、共通書類で「ISO14001 認証取得登録証又はエ
電話:048- 829-1179		コアクション21認証・登録証」を提出してください。
直接お問い合わせくださ	9組合員名簿及び役員名	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中
りはくださ	簿(任意様式)	小企業等協同組合及び、中小企業団体の組織に関する法律(昭和
		32年法律第185号)に基づく中小企業団体等に該当する場合
		のみ
		・申請日現在の名簿を提出してください。
		・組合員名簿には、全組合員名、その代表者氏名及び営業所所在
		地を記入してください。
		・役員名簿には、役員氏名、役職名及び所属事業者名を記入して
		ください。
		・組合員名簿及び役員名簿に変更が生じた場合は、提出してくだ
		さい。
	⑩(該当する場合のみ)	有限責任事業組合(LLP)に該当する場合のみ
	【法人】履歴事項全部証	全組合員分の書類を提出してください。
	明書又は現在事項全部証	
	明書	
	【個人】身分(元)証明	
	書及び登記されていない	
	ことの証明書	
	⑪ (該当する場合のみ)	有限責任事業組合(LLP)に該当する場合のみ
	法人税(申告所得税及び	全組合員分の書類を提出してください。
	復興特別所得税)、消費	
	税及び地方消費税の納税	
	証明書	
	【法人】「その3の3」	
	【個人】「その3の2」	

自治体名	書類名	説明
さいたま	⑫(該当する場合のみ)	有限責任事業組合(LLP)に該当する場合のみ
市	納税状況等照会同意書	・申請事業所の所在地に関わらず、さいたま市内に事業所(本
(問合せ先)		店、支店、営業所等)を有する組合員がいる場合は、書類を提出
さいたま市		してください。
製約課契約管 理係		・該当する場合は、さいたま市契約課契約管理係までお問い合わ
電話:048- 829-1179		せください。
直接お問い合	③承継の提出書類につい	企業合併、分割、営業譲渡の場合(さいたま市に建築物管理のう
わせくださ	ては下記にてご案内いた	ち、管理業務 、運転業務、点検・検査業務を申請)
い。	します。	・合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合で、承継時
	(承継についての問合せ	の財務関係書類等による格付を希望する法人は、事前に問合せ先
	先)	にご相談ください。
	埼玉県総務部入札審査課	
	審査担当(物品)	
	電話:048-830-5775	

自治体名	書類名	説明
坂戸市	①【法人】 法人市民税	申請する事業所(本店、支店、営業所等)が坂戸市内にある場合
※原則、電子入	の納税証明書	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
札で執行しま す。電子入札の	【個人】 個人市民税	の。
準備をお願いし	の納税証明書	
ます。	②【法人・個人】上記に	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶
	併せて徴収猶予通知書	予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合(坂戸市発行の
	(該当する場合のみ)	「徴収猶予通知書」(写し)及び新型コロナウイルス感染症の影
		響による徴収の猶予であることがわかる書類も併せて添付)。
	その他留意事項	
	【所在地区分】	
	坂戸市の所在地区分は下記	己のとおりとなります。
	(1)市内…申請事業所(本	社、本店)が坂戸市内に所在する者
	(2)準市内…申請事業所(本社、本店以外の支店、営業所等)が坂戸市内に所在する者
	(3)近隣…申請事業所が川	越市、東松山市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町、
	鳩山町に所在する者	
	(4)県内…申請事業所が前記(1)、(2)、(3)以外の埼玉県内に所在する者	
	(5)県外…申請事業所が埼玉県外に所在する者	
	【坂戸地区衛生組合への申請について】	
	令和7・8年度の坂戸市競争入札参加資格者名簿は、坂戸地区衛生組合と共用	
	そのため、坂戸地区衛生組	目合が発注する競争入札又は随意契約(見積り)に参加を希望する事
	業者は、坂戸市への競争フ	、札参加資格審査申請が必要となりますのでご注意ください。
狭山市	【法人・個人】	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、狭山市内に事業所(本
	滞納なし証明書	店、支店、営業所等) がある場合
		【個人】申請者の住所が狭山市内にある場合
		・申請日前3か月以内に交付されたもの。
志木市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、志木市内に事業所(本店、支
	納税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	納税証明書	の。

自治体名	書類名	説明
白岡市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、白岡市内に事業所(本店、支
※当市の令和	納税証明書	店、営業所等)がある場合
7・8年度競争 入札参加資格者	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
名簿は埼玉東部	納税証明書	<i>ത</i> ം
消防組合も使用 します。	(システム上で納税状況	
	の照会について同意した場	
	合、原則として不要)	
秩父市	①【法人・個人】	申請事業所の所在地に関わらず、秩父市内に事業所(本店、支
	市税の未納税額のないこ	店、営業所等)がある場合
	との証明書(写し可)	・秩父市が発行したもので申請日前3か月以内に交付されたも
	(システム上で納税状況	の。
	の照会について同意した	・納税状況が確認できない場合、証明書の提出を求めることがあ
	場合、原則として不要)	ります。
		※ただし、システム上で納税状況の照会について同意していて
		も、 市外の事業者 で秩父市に納税義務がある場合は、「市税の未
		納税額のないことの証明書」を提出してください。(申請事業所
		以外(本店や他事業所)で秩父市に納税義務のある場合も含む)
	②【法人・個人】	本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者
	事業所の写真・案内図	(準市内事業者)のみ提出してください。
	〔様式6〕	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及
	(準市内事業者のみ)	び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地
		図等でも可。
		・写真はカラーでスキャンをして提出してください。
	③【法人・個人】	本店が秩父市外にあり、委任先の事業所が秩父市内にある事業者
	事業所実態調査票	(準市内事業者)のみ提出してください。
	〔様式 9 〕	・申請する事業所について記入すること。
	(準市内事業者のみ)	※この調査票に基づき、申請事業所に訪問調査する場合がありま
		す。
所沢市	【法人・個人】	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、所沢市内に事業所(本
	市民税の納税証明書	店、支店、営業所等)がある場合
	(システム上で納税状況	【個人】申請者の住所が所沢市内にある場合
	の照会について同意した	※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めること
	場合、原則として不要)	があります。
所沢市	市民税の納税証明書 (システム上で納税状況 の照会について同意した	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、所沢市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合 【個人】申請者の住所が所沢市内にある場合 ※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めること

自治体名	書類名	説明
戸田市	①【法人・個人】	申請する事業所の所在地が戸田市内にある場合
	市税完納証明書(写し	・戸田市が申請日前 3 か月以内に発行したもの。
	可)	(窓口:2階収納推進課)
	②【法人・個人】	申請する事業所の所在地が戸田市内にある場合(本店、本社の場
	事業所の写真・案内図	合は提出不要)
	〔様式6〕	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及
		び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してくださ
		ر١.
		・白黒写真は不可とします。
		・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してく
		ださい。
蓮田市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、蓮田市内に事業所(本店、支
	納税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	納税証明書	の。
羽生市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、羽生市内に事業所(本店、支
※令和7年度か ら入札案件は電 子入札の導入を	納税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
予定していま	納税証明書	の。
す。電子入札の 準備をお願いし		
ます。		

自治体名	書類名	説明
東松山市	【法人・個人】	【法人の場合】
	市税等の納税証明書	申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、法人名義で
		「法人市民税、個人住民税(特別徴収)、固定資産税・都市計画
		税、軽自動車税」の納税義務がある場合
		申請日前3か月以内に発行した納税証明書を添付してください。
		法人市民税については、直近1年分
		個人住民税(特別徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税に
		ついては、当該年度分
		※ 法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出
		ない場合は、法人の異動届出書(受付印のあるもの)の写しを提出
		してくださ
		い。
		【個人の場合】
		・申請事業所の所在地に関わらず、東松山市に対して、個人名義で
		「個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保
		険税」の納税義務がある場合
		申請日前3か月以内に発行した当該年度分の納税証明書を添付して
		ください。
日高市	【法人・個人】	申請事業所の所在地に関わらず、日高市内に事業所(本店/支店/営
	市税納税証明書	業所等)がある事業者の場合
	<写し可>	・申請日前3か月以内に市(税務課)が発行したもの。
		・日高市管財課のホームページにある市指定様式により税務課にて
		証明を受けてください。(日高市ホームページ>組織から探す>管
		財課>契約検査担当>ビジネス・産業>競争入札参加資格関係)
		・法人市民税に関し、法人設立後又は営業所等を構えて、申告期限
		を迎えていないため証明が出ない場合は、税務課収受印のある法人
		設立届出書(設立/設置)の写しを提出してください。

自治体名	書類名	説明
深谷市	①【法人・個人】	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、深谷市内に事業所(本
	市税に滞納がないことの	店、支店、営業所等)がある場合
	証明書	【個人】申請者の住所が深谷市内にある場合
	(システム上で納税状況	・申請日前3か月以内に交付されたもの。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
	②【法人・個人】	上記納税について新型コロナウイルス感染症の影響等による特例
	徴収猶予許可通知書	猶予の適用を受け、納税証明書に未納額がある場合
		深谷市が発行した「徴収猶予許可通知書」も併せて添付してくだ
		さい。
富士見市	①【法人】 法人市民税	申請事業所の所在地に関わらず、富士見市内に事業所(本店、支
	の納税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人市民税	・納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めること
	の納税証明書	があります。
	(システム上で納税状況	
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
	②【法人・個人】	申請する事業所が富士見市内にある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及
	〔様式6〕	び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は住宅地
	(市内事業者のみ)	図等でも可。
ふじみ野	①【法人】 法人市民税	申請事業所の所在地に関わらず、ふじみ野市内に事業所(本店、
市	の納税証明書	支店、営業所等)がある場合
נוי	【個人】 個人市民税	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	の納税証明書	の。
	②使用印鑑届〔様式5〕	ふじみ野市に申請する全申請者が提出してください。
	③【法人・個人】	申請する事業所がふじみ野市内にある場合
	事業所の写真・案内図	・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及
	〔様式6〕	び事業所内部が広範囲に写っているもの各1枚。案内図は、住宅
	(市内事業者のみ)	地図等でも可。

自治体名	書類名	説明
本庄市	市税に滞納がないことの	【法人】申請事業所の所在地に関わらず、本庄市内に事業所(本
※令和7年度か	証明書(完納証明書)	店、支店、営業所等)がある場合
ら入札案件は電 子入札の導入を	(システム上で納税状況	【個人】申請者の住所が本庄市内にある場合
予定しています。電子入札の	の照会について同意した	※納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めること
準備をお願いし	場合、原則として不要)	があります。
ます。		※令和7年9月16日(火)から、「市税に滞納がない証明書」
		の名称が、「完納証明書」に変更となります。
三郷市	【法人】 法人市民税の	申請事業所の所在地に関わらず、三郷市内に事業所(本店、支
	納	店、
	税証明書	営業所等)がある場合。
	【個人】 個人市民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	納	の。
	税証明書	
吉川市	①市民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	

自治体名	書類名	説明
伊奈町	【法人】 法人町民税の納	申請事業所の所在地に関わらず、伊奈町内に事業所(本店、支
	税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人町民税の納	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	税証明書	あります。
	(システム上で納税状況	
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
小鹿野町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
神川町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況の	あります。
	照会について同意した場	
	合、原則として不要)	
上里町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況の	あります。
	照会について同意した場	
	合、原則として不要)	
川島町	【法人】 法人町民税の納	申請事業所の所在地に関わらず、川島町内に事業所(本店、支
	税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】 個人町民税の納	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	税証明書	の。
長瀞町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況の	あります。
	照会について同意した場	
	合、原則として不要)	
鳩山町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	

自治体名	書類名	説明
美里町	【法人】 法人町民税の	申請事業所の所在地に関わらず、美里町内に事業所(本店、支
※令和7年度か	納税証明書	店、営業所等)がある場合
ら電子入札に移 行しましたので	【個人】 個人町民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
電子入札の手続きをお願いしま	納税証明書	の。
す。		
皆野町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
三芳町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
毛呂山町	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
横瀬町	【法人】 法人町民税の	申請事業所の所在地に関わらず、横瀬町内に事業所(本店、支
※令和7年度か	納税証明書	店、営業所等)がある場合
ら入札案件は電 子入札の導入を	【個人】 個人町民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
予定していま	納税証明書	の。
す。電子入札の 準備をお願いし		
ます。	町民税の納税証明書	納税状況が確認できない場合、納税証明書の提出を求めることが
吉見町 	(システム上で納税状況	あります。
	の照会について同意した	
	場合、原則として不要)	
	【法人】法人町民税の	 申請事業所の所在地に関わらず、寄居町内に事業所(本店、支
寄居町	納税証明書	店、営業所等)がある場合
	【個人】個人町民税の	・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたも
	納稅証明書	の。
	41.2 MODET. 73 El	

物品等競争入札参加資格審査 問い合わせ先

共同受付参加自治体

自治体名	担当課	電話番号
埼玉県	入札審査課審査担当	0 4 8 - 8 3 0 - 5 7 7 5
上尾市	契約検査課契約担当	0 4 8 - 7 7 5 - 5 1 1 6
朝霞市	契約検査課入札契約係	0 4 8 - 4 6 3 - 2 4 8 8
春日部市	契約課契約担当	0 4 8 - 7 3 6 - 1 1 2 8
加須市	管理契約課管理契約担当	0480-62-1111(内線394)
川口市	理財部 契約課 物品契約係	0 4 8 - 2 5 8 - 1 2 3 5
川越市	契約課物品担当	0 4 9 - 2 2 4 - 5 6 3 2
北本市	財政課契約・検査担当	0 4 8 - 5 9 4 - 5 5 1 3
行田市	契約検査課契約担当	048-556-1111 (内線213)
久喜市	財政課契約係	0 4 8 0 - 2 2 - 1 1 1 1
熊谷市	契約課総務係	048-524-1111 (内線511)
鴻巣市	契約検査課	0 4 8 - 5 4 1 - 9 2 5 5
越谷市	契約課	0 4 8 - 9 6 3 - 9 1 3 1
さいたま市	契約課契約管理係	0 4 8 - 8 2 9 - 1 1 7 9
坂戸市	財政課契約検査係	049-283-1331 (内線246)
狭山市	契約検査課	0 4-2 9 3 6-9 8 8 7
志木市	行政管理課 文書統計・発注管財グループ	0 4 8 - 4 7 3 - 1 1 1 2
白岡市	財政課工事検査室	0480-31-9053 (直通)
秩父市	契約課	0 4 9 4 - 2 5 - 5 2 1 6
所沢市	契約課物品契約グループ	04-2998-9058
戸田市	管財入札課入札担当	0 4 8 - 2 9 1 - 8 2 4 6
蓮田市	契約財政課	048-768-3111 (内線281)
羽生市	契約検査課	048-561-1121 (内線324)
東松山市	契約検査課契約担当	0 4 9 3 - 2 1 - 1 4 4 5
日高市	管財課契約検査担当	0 4 2-9 8 9-2 1 1 1 (内線 1805・1806)
深谷市	契約検査課契約係	0 4 8 - 5 7 4 - 6 6 3 4
富士見市	総務課契約検査グループ	0 4 9 - 2 5 2 - 7 1 3 0
ふじみ野市	契約・法務課契約・検査係	0 4 9 - 2 6 2 - 9 0 1 0
本庄市	財政課契約検査係	0 4 9 5 - 2 5 - 1 1 6 5
三郷市	契約課	0 4 8 - 9 3 0 - 7 7 6 7
吉川市	財政課	0 4 8 - 9 8 2 - 5 9 6 6

自治体名	担当課	電話番号
伊奈町	総務課	0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1
小鹿野町	総合政策課契約担当	0494-75-4196
神川町	総務課	0 4 9 5 - 7 7 - 2 1 1 4
上里町	総務課管財契約係	0495-35-1234(直)
川島町	政策推進課	0 4 9 - 2 9 9 - 1 7 5 2
長瀞町	企画財政課	0494-66-3111 (内線222)
鳩山町	政策財政課	0 4 9 - 2 9 6 - 1 2 1 2
美里町	総合政策課	0 4 9 5 - 7 6 - 1 1 1 4
皆野町	総務課情報管財担当	0494-62-1231(直)
三芳町	施設マネジメント課	0 4 9 - 2 5 8 - 0 0 1 9
_/N	管財契約担当	(内線452)
毛呂山町	管財課管財係	049-295-2112 (内線541)
横瀬町	まち経営課	0 4 9 4 - 2 5 - 0 1 1 2
吉見町	総合政策課	0 4 9 3 - 5 4 - 1 5 1 6
寄居町	企画財政課管財契約班	048-581-2121(内線322・324)

1		<u>坂</u> テ	元、2 賃貸	
	販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可
0	1	0A	機器・用品	
		_	CADソフトウエア	
2			OA用品	
			OA機器(パソコン除く)	
4			ソフトウエア	
5			トナーカートリッジ	
6			パソコン(付属品含む)	不要
7			パソコンシステム(配線工事を伴うもの)	
8			プロッタ	
9			磁気カードリーダー	
			電子印鑑	
11			汎用コンピュータ	
0	2	文	具・事務機器・用品	
1			印刷用機器類	
2		_	印刷用消耗品	
3			ゴム印	
			シール・ステッカー	
5			事務用機器類	
6			設計製図用機器類	
7		_	単票伝票・連続伝票	
8			文房具	
9		_	マスターペーパー	
10		_	窓空き封筒	
11		_	レントゲン袋	不要
12		_	印鑑	
13		_	漢字プリンタ用応用紙	
14			看板印刷用大型プリンター	
15		_	中質紙	
16		-	電子複写機用紙	
17			板目紙	
18		-	封筒類(窓空き封筒を除く)	
19		_	保存箱	
20			包装紙	
			その他和洋紙・紙加工品	
o	3	書籍	·····································	
1			電子媒体書籍	
2			地図	
3			医学書	
4			住宅地図	不要
		1	書籍全般	
		(construction)	地形図	
7			地質図	
ó	4	家具	<u></u>	
1			鋼製家具類	
2			木製家具類	
3			移動棚	
			学校用家具(鋼製類)	
000000000000000000000000000000000000000			学校用家具 (木製類)	7 =
-		5	作業台	不要
7		-	書庫	
			図書室用家具(鋼製類)	
	Ħ		図書室用家具(木製類)	
10		一	展示用家具(ショーケースなど)	
1 ∪			(M47)112N7 (V 1 / / M C)	1

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可の提出が必要です。

(注1)については、販売数量によって届出が不要 の場合があります。

(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

0	5	室	内装備品(屋内装飾品)	
1			カーテン	
2			カーペット	
3			ブラインド・スクリーン	
4			暗幕	7 m
5			玄関マット等	不要
6			紅白幕	
7			畳 (柔道畳を除く)	
8			その他室内装備品(屋内装飾品)	
0	6	厨		
1			ガスレンジ・ガステーブル	
2			コンベクションオーブン	1
3			陳列ケース (冷凍・冷蔵を含む)	
4			温水ボイラー	1
			給茶器	
			浄水器	1
	_		食器類	1
000000000000000000000000000000000000000)	-	食材棚	
			生ゴミ処理機	不要
			製氷器	1
			茶道具	
	-	-	調理台	
			湯沸器	
800000000000000000000000000000000000000			配膳卓	
000000000000000000000000000000000000000		·	流し台	1
			その他一般用調理器具	
			その他業務用厨房機器	
0		建.		
			サッシ	
	$\overline{\Box}$		ドア	
	盲	l –	ふすま	1
		-	雨戸	
	盲		各種シャッター	不要
		_	戸	1 ' ~
7	П	_	障子	
8		_	網戸	1
		_	その他建具	1
_	. <u>—</u> 8		台装置	
_		8	演台	
			舞台照明(調光器含む)	
		-	舞台道具(大道具・小道具)	
			舞台幕	不要
			緞帳	
***************************************			その他舞台装置	
0	1	寝-	具類	
			ふとん類	
2			ベッド(介護、医療用は含まず)	7 #
			乳幼児用ベッド(介護、医療用は含まず)	一不要
4			その他寝具類	

	販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可					
1	Ō	車	- 両・船舶・バイク・自転車	•	1	3	医	療機器	
1			乗用自動車		1			健康診断用測定検査機器	
2			ハイブリッド自動車		2			救急・予防処置用機器	
3			電気自動車	1	3			医療用一般設置機器	
4			天然ガス自動車	1	4			手術室設備機器類	
5			貨物自動車		5			医療用画像診断装置	7
6			福祉車両 (リフト車他)		6			生理機能検査測定装置	1
7			消防車両(ポンプ車・救助工作車・救急車他)		7		-	検体検査用機器類	
8			タンクローリー		8			内臓機能等検査測定機器類	1
9			トラック(クレーン車・ダンプ車含む)		9			歯科用診療機器	1
10			トレーラー	1	10			眼科用診療機器	
11			バス (マイクロバス含む)		11		-	耳鼻咽喉科用診療機器	*
12			バス(福祉・身障者用)		12		-	産婦人科用診療機器	必要
13			改造車		13	-	-	身体機能・感覚機能測定評価機器類	(注2)
14	·		自転車(電動アシスト自転車含む)	不要	14	ģenerali ir	(managana)	知覚神経及び心理学診察等機器類	
15			バイク		15			適正検査器・知能テスト	
16			コンテナ		16	-	-	物理療法用機器類	
17			自動発艇機		17			運動療法用機器類	
			手動発艇機		18			作業療法用機器類	_
			ボート(救難用を含む)		19	-	-	義肢装具、補装具類	1
00000000000	·		ヨット		20	ļ	ļ	調剤関連機器類	
21	_				21			医薬品注入器	1
22	-		船外機		22			医療用消耗品類	1
23			電動カート		23			衛生材料類	
24			浮標 (ブイ)			<u>—</u> 4	-	療用薬品	
25			その他自動車		1	İП		医療用医薬品	1
26			その他船・ボート関連品		$\frac{1}{2}$				- X
1			動車用品	1	3		-	医療用ガス	┙必要
1			自動車用品		4	百	ļ	救急セット	不要
2	-		微粒子除去装置(DPF)		1			護機器	
3			補修部品(トラック・バス)	不要	1	Ī		車椅子	
4			補修部品(架装)		2		\$	車椅子(スポーツ用)	
1			料類	1	3	\$	\$	車椅子入浴装置	
		_	ガソリン		************		ļ.	移動補助機器	
0000000000	盲		軽油					手すり	
		_	灯油			-	-	昇降キッチン	1
4	1	_	重油		7	-	-	段差解消機	
5	 	_	ジェット燃料	×	8	·	ļ-	床ずれ予防用品	_
6	1	_	ペレット	必要	9		ļ.	入浴介護機器	_
7	 	_	液化石油ガス・都市ガス	(注1)	10	ī		A AMELIA PR	-
8	-	_	石炭製品		11	H	-	食事補助機器	┩ 不要
9	†	_	その他燃料類(豆炭・練炭など)		12	H	-	コミュニケーション機器	2
10	 	_	電力		13		ļ.	視覚障害者用機器類	-
10			PED/J	8	14		5	日常生活介護機器類	-
					15	-	-	生活介護用品	-
					16		-	1	-
_					17	-	-	介護・医療用ベッド、周辺用品	-
	Жι	営業	(許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、2	Š				リハビリテーション機器	
			等の提出が必要です。				-	音声案内板・触知板	1
	(注	1)[5	こついては、販売数量によって届出が不要のサ	易		ļ	ļ	会話補助機器類	-
	A 1	×+ 1	1++		20		ш	1 TO HID ITT 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	_

62

21 □ □ その他介護機器

2 □ □ 光波距離計

4 □ □ その他測量機器

1 □ □ トータルステーションシステム

不要

16 測量機器

3 □ □ 水平器

合があります。

合があります。

(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場

	販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可		
1		_	化学機器	•	58 □ □ 放射線測定機器	
1			PH計		59 □ □ 万能試験機	
2			エアサンプラー		60 □ □ 理化学機材(ワゴン、薬品庫など)	
			オシロスコープ		61 □ □ 理化学用試薬等	
4			クリーンルーム・クリーンベンチ		62 □ □ 流量計・水道メーター 不要	₩.
			ゴムプラスチック自動比重計		[63]□]□[孵卵器	女
			清浄度検査機器		64 □ □ 攪拌機(マグネチックスターラー)	
			データレコーダ		65 □ □ その他ラボ汎用機器(乾燥機、電気炉など)	
			デジタル騒音計		66 □ □ その他実験用器具 (ルーペ、ピペットなど)	
			ドラフトチャンバー		67 □ □ ○ その他分析・計量・測定・試験機器	
	-		マイクロプレートリーダ		18 光学機器・時計	
			ミクロトーム		1 ロ ロ カメラ	
	-		滅菌器・無菌器・減菌器		2 □ □ 遠隔監視カメラ	
	annonnesses,		圧力計		3 □ □ 顕微鏡	
			安全キャビネット		4 □ □ 顕微鏡 (レーザー・電子)	
	-		遺伝子解析装置		□□□工業用内視鏡 不見	要
			引張り・せん断試験機		6	~
			遠心分離器		7 □ □ 照度計	
			遠心粉砕機		8 □ □ 双眼鏡	
			温湿度記録計		9 □ 下体望遠鏡	
			気象観測装置(風向風速計など)		10 □ □ その他光学機器	
			牛、豚、肉質分析装置		19 空調冷暖房機器	
			金属探知機		1 □ □ エアコン	
000000000000	-	-	計量器検査機器		2 □ □ ガス暖房機	
************		-	元素抽出・分析装置(クロマトグラフなど)		3 □ □ ガスヒートポンプエアコン	
			光度計(分光・吸光など)		4 □ □ 石油暖房機	
000000000000000000000000000000000000000			恒温恒湿器 (インキュベータ)		5 ロ ロ ボイラー	
			恒温槽		6 □ □ 加温機	
			硬度計		7 □ □ 加湿機・除湿機 不事	要
************		-	採水器	不要	8 □ □ 換気扇	
			酸性雨自動分析装置		9 □ □ 空気清浄機	
			実験台(作業台、流し台を含む)		10 □ □ 送風機	
			車速計		11 □ □ 冷却塔	
			臭気測定器		12 □ □ 冷凍機	
************			純水製造装置		13 □ □ その他空調冷暖房機器	
			色彩色差計		20 家電製品	_
			食品測定機器 (糖度計など)		100家電製品	要
000000000000000000000000000000000000000	jeconomico,		振とう器		2 □ □ 照明器具	_
			水質検査キット		2 1 視聴覚機器	
			水質測定装置(BOD測定器など)		1 □ □ PDP (プラズマディスプレイ)	
			水理実験装置		2 □ □ 音響機器類	
			前処理装置		3 □ □ 視聴覚機器類	
			送液・減圧・加圧ポンプ		4 □ □ テレビ会議システム 不事	要
			騒音振動測定装置		5 □ □ 音響設備 (ステレオなど)	
			大気測定装置(窒素酸化物測定装置など)		6 □ □ 電光掲示板	
000000000000000000000000000000000000000			地震計測装置		7 □ □ 放送設備(音声調整卓など)	
000000000000000000000000000000000000000	annonne annon		中和装置		2.2 通信放送機器	
000000000000000000000000000000000000000			超音波測定機器		1 □ □ 通信機器類	
	-		天秤(電子天秤、天秤台を含む)		2 □ □ 携帯電話 不事	要
000000000000000000000000000000000000000	-		電気泳動装置	_	3 □ □ 電話機	
	-		電気電圧測定装置		※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営	
000000000000000000000000000000000000000	-	-	土壌測定装置			
		-	動物実験用機器(天秤、手術台)		宋計り寺の徒山が必安です。 (注1)については、販売数量によって届出が不要の場	
53			粘度計		(注1)については、敷売数量によって囲出が不安の場	
54			培養器		ロルーのウムゥ。 (注2)については、品目によって許可・届出が不要の場	
55			比重計			
	annonnesses,		百葉箱			
57			保冷庫(フリーザー、製氷器含む)			

	販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可	16			焼却炉	
2			作機械類		17			水中ポンプ	
1			カンナ盤		18			脱臭装置	
			シャーリングマシン		19			配電盤実習装置	不要
	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	のこ盤		20			発電機	
			フライス盤		21			分配器	
			ホブ盤				A	油圧リフト	
			マシニングセンタ		23			その他機械器具	
			ワイヤーカット放電加工機		2			育用教材等	
**************		-	金属加工機		************		*	医療教材用標本	
000000000000000000000000000000000000000	jeconomic contract	-	研削盤	不要	2	-	-	医療教材用模型	
			工作台	1 4	3			パソコン教育用テキスト	
			工作用ロボットシステム		4	-	0	プレス機(美術・芸術用)	
			作業用工具		5			介護福祉体験・実習機器類	
			切断機		6			楽書	
			旋盤 (NC含む)		7			楽譜	
	-	-	中ぐり盤		8			看護・保健教育用モデル	
			電動工具		9			岩石切断機	
			溶接機					教材用ビデオテープ	
18			その他工作機械類		11			高齢者疑似体験装置	
2	4	農:	業・建設機械類					採血・注射モデル	
			エンジンカッター		13			作品乾燥棚	
2			チェンソー		14			指揮台	
3			チッパー (枝破砕機)					実習モデル人形	
			フォークリフト					心理検査用具	
800000000000			ベルトコンベアー		17			人体石こう像	
			ホイールローダ		18			性教育指導用具	 =
			運搬車	1	19	-	-	生体シミュレーター	不要
			運搬用機械		20			蘇生訓練用モデル	
			給餌機		21			知能検査用具	
	<u> </u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	給水機		22			電気炉	
			搾乳ロボットシステム					土練台	
			散布機	不要				陶芸窯	
			芝刈機					乳幼児発達検査用具	
		-	集草機			-	*	妊婦経過図	
000000000000000000000000000000000000000	janear and a second	,	除雪機		27	4	*	妊婦体験ジャケット	
10000000000000	-		製茶機					粘土台車	
			草刈機			4	-	粘土練り機	
	<u> </u>	ļ-	低温貯蔵庫			-	0	譜面台	
			噴霧器		31	-	0	保育人形	
			防除用機械				·	その他教育用教材	
800000000000			その他建設機械類			+	<u> </u>	その他音楽教材	
	H		その他農業機械類			-		その他地学教材	
2	_		の他機械器具		***********	<u></u>		その他幼児教材	
			エアシャワーユニット		00000000000	-	•	その他医療教材	
			グラウンド整備機器		2	_			
	<u> </u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ゴルフ場整備機器		-	_	8	屋外遊具施設・用品	
	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	コンポスト		2	4	-	屋内遊具施設・用品	
	H		トイレ・洗面所関連機器			_	*	全い近共地政・市田 ぬいぐるみ	不要
	-		ブロワ			·	·	バルーン	小女
000000000000000000000000000000000000000		-			4	·	·	ボールプール	
	ļ		塩素容器収納器	7. m	5				
	-	ļ	空気圧縮機(コンプレッサー)	不要				許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営	
			高圧洗浄機					等の提出が必要です。	
	-	-	高光度航空障害灯システム					ついては、販売数量によって届出が不要の場	
	-	}	自動制御実験装置					ます。	
			実験実習装置					ついては、品目によって許可・届出が不要の場	
			車両整備機械器具		1	うがる	あり	lます。	
000000000000000000000000000000000000000			受変電設備						
15			集塵機						

	販	賃	営業品目(小分類)	営業許可		
			·			
2	3	衣	類・帽子・靴			
1			エプロン		9 □ □ 剣道用品	
2			既製服		10 □ □ 射撃競技用品	
3			靴		□ □ 柔道畳	
4			ゴム長靴			
5			注文服	1	13 □ □ 卓球台	
000000000000000000000000000000000000000			トレーニングウェア(縫製を伴うもの)		14 □ □ 登山用品	不要
100000000000000000000000000000000000000			ナース靴		15 □ □ 馬術競技用品	, _,
000000000000000000000000000000000000000			バッグ類		16 □ □ 防球ネット	
			安全靴	不要	17 □ □ 陸上用品	
***********			雨衣		18 □ □ その他スポーツ用品	
			作業用革手袋		19 D C の他式道用品	
			手袋・軍手など		31 楽器	
			白衣		100管楽器	
100000000000000000000000000000000000000		,	帽子		2 □ □ 鍵盤楽器	
		-	その他衣服		3 □ □ 弦楽器	不要
			その他皮革製品		4 □ □ 打楽器	
2			防・防災・防犯用品	1	5 □ □ 和楽器	
			アルファ米		6 □ □ その他楽器	
000000000000000000000000000000000000000			オイルフェンス		32 徽章・カップ・美術工芸品	8
			ガス検知器		1 □ - カップ類	
			非常用食糧		2 □ - トロフィー、楯	
			ヘリポート夜間照明		3 □ - メダル	
6			ヘルメット		4 □ - 徽章 (議員バッジなど)	不要
7			防災用無線機		5 □ □ 考古品複製品	
8			リヤカー		6 □ □ 美術工芸品	
9			煙体験ハウス		7 □ □ 文化財複製品	
10			化学消化薬剤		33 看板・標識・旗・環境美化用品	
1000000000000			火災通報装置		1 □ □ カラーコーン	
10000000000000		-	回転灯		2 □ □ のぼり	
			簡易トイレ		3 □ □ バイオトイレ	
			簡易組立式建物		4 □ □ ワッペン	
000000000000000000000000000000000000000			救助袋		5□□横断幕	
			救助用ネットバスケット		6 □ □ 各種看板	
			緊急時用浄水装置	不要	7 □ □ 各種旗	
1000000000000			交通安全教育用信号機		8□□各種標識	
			交通安全指導用品		9 □	不要
***********			交通安全用旗、小物、反射シール等		10 □ 掲示板	一个女
			災害用毛布		11 1	
000000000000000000000000000000000000000			消火器			
			消防服等		13 □ □ 工事用看板	
			投光器		14 □ □ 自発光交差点鋲	
		,	避難器具		15 □ □ 室内サイン全般	
		}	非常用水		16 □ □ 卓上型国旗	
			防災ズキン		17 □ ○ その他環境美化用品	
			防災倉庫		3 4 食料品	
000000000000000000000000000000000000000			防犯カメラ		1 □ - 飲食料品 (非常用は含まず)	不要
***************		-	誘導灯		35 肥料・飼料・農薬	
000000000000000000000000000000000000000		-	その他防犯用品		1 □ - 一般農業用薬品	※必要
32			その他消防・防災用品] 2 □ - 飼料	不要
3			ポーツ用品		3 □ - 芝生用薬品	*
_1			アウトドア用品		4 □ - 樹木用薬品	必要
			カヌー用品		5 □ - 肥料	少安
3			スポーツタイマー		3 6 動植物・用品	
4			トレーニング機器(エルゴメーターなど)] ,	1 □ □ 園芸用品	
****************			プール用品 (プールクリーナー等)	不要	2 □ □ 動物用品	
10000000000000		-	フロアーシート		3 □ □ 植木	不要
			弓道用品	1	4 □ □ 生花	
***********		}	球技用品		5 □ □ 動物	

	販売	賃貸	営業品目(小分類)	営業許可		
3	ار 7	<u>보</u>	 勿類	2000		
			カギ		40 百貨・ギフト	
			スコップ類		1 □ - 百貨・ギフト	不要
3			建築金物(釘類・ビニール生子枚)		4 1 その他百貨	112
4			刃物類(鎌など)	不要	107ルバム	
5			梯子・脚立		2 □ □ おしぼり	
		·	その他金物類		3 □ □ タオル	
3	_		業用薬品	8	4 □ - プリペイドカード	
1		9	エタノール		5 □ □ ベビー関連用品 (ほ乳ビン、椅子など)	
		·	塩化カルシウム		6 □ □ 防塵マスク・めがね	一 不要
3		,	ポリ塩化アルミニウム		7 🗆 - 各種ティッシュ類	
4		-	メタノール		8 □ □ 写真関連用品	
			液体酸素		9 □ □ 清掃用品	
			液体窒素		10 🔲 - 選挙七つ道具	
			塩化第二鉄		11 □ □ その他雑貨	
8		-	塩酸			
9		-	苛性ソーダ		3 買受け	
10		3	活性炭	×	50 買受け	営業許可
			次亜塩素酸カルシウム	必要	1 □ 鉄・非鉄くず	7.11
			次亜塩素酸ソーダ	(注1)	2 □ 紙・繊維くず	不要
			硝酸カルシウム	(注2)	3 □ 自動車	
			水素		4 □ 機械	$\neg \times $
15		-	石灰		5 □ 事務機器	─ 必要 │
			炭酸ナトリウム(ソーダ灰)		6 □ その他の買受け	
			動物用薬品			
			硫化水素発生抑制剤			
			硫酸		4 印刷 (印刷の請負)	
	ļ	}	硫酸バンド		60 印刷(製本含む)	営業許可
10000000000000	-		その他工業用薬品		1 □ 一般印刷	
3	_		投資材・部材・材料品		2 □ フォーム印刷	
1			グレーチング (側溝用)		3 □ 封筒印刷	7
2		-	セメント類		4 □ シール・ラベル印刷	不要
			タイル		5 □ その他の印刷	
4		-	トタン類		6 □ 製本	
5			トラロープ			
6			バリケード		<u> </u>	
7		_	ボルト類		5 電算 (電子計算に関する業務)	
8		-	マンホール		70 電算業務	営業許可
9		-	一般塗料		1 □ データエントリー	
10			下水汚泥焼却炉用流動砂		2 □ ファシリティ・マネージメント	
11		-	砂·砂利		3 □ ソフトウェア等セットアップ	
12			遮水シート		4 □ システム分析	
13			集塵機用濾布		5 □ システム開発 (汎用機系)	
14		-	針金・ナマシ線	不要	6 □ システム開発 (PC·CSS系)	
15			人工芝	1、女	7 □ ネットワークシステム設計・構築	
16		-	道路用塗料		8 □ ネットワークシステム運用・保守	
17		_	壁材		9 □ GIS関連業務	┛ 不要 ┃
18		_	濾過砂		10 □ 画像処理関連業務	
19			凍結防止剤		11 □ CAD/CAM関連業務	
20	-	-	アスファルト製品(常温合材等)		12 □ インターネットシステム関連業務	
21	-		コンクリート製品 (測溝蓋、境界杭等)		13 □ ホームページ関連業務	
22			道路保安用品(ポストコーン等)		14 □ コンピュータ技術教育	
23			交通安全施設資材(反射テープ、反射板等)	000000000000000000000000000000000000000	15 □ 電子媒体作成関連業務	_
24			鋼製品 (境界鋲等)		16 □ セキュリティ関連業務	_
25			鋳鉄製品		17 □ データベースサービス	_
26			木材		18 □ その他の電算業務	
27	-	,	その他建設資材			
28		I –	その他部材・材料品			

6	催物	、映画、広告、その他の業務	
		営業品目(小分類)	営業許可
8 0	催:	物等	
1		催物の企画・運営等関連業務	
2		催物の会場設営業務	
3		展示等関連業務	
4		音響・舞台照明等関連業務	
5		製作等関連業務	不要
6		その他催物関連業務	
7		映画又はビデオ制作業務	
8		広告代理業務	
9		写真撮影業務	
8 1	そ	の他の業務	
1		旅行代理業務	※必要
2		庁内文書集配・発送業務	
3		封入及び封かん業務	不要
4		テープ版・点字版発行業務	
5		給食業務	※必要
6		洗濯業務	※必要
7		市場調査業務	
8		世論調査業務	
9		広報紙新聞折り込み及び配布業務	不要
10		統計書類の受入れ、保管、配送業務	
11		施設における中央材料室業務	
12		その他業務	

※「営業許可」欄が「必要」の業種を登録する場合、営業許可等の提出が必要です。

(注1)については、販売数量によって届出が不要の場合があります。

(注2)については、品目によって許可・届出が不要の場合があります。

【注「81 その他の業務」のうち、「12その他 業務」を選択する場合の留意点】

「13ヘリコプター点検・整備等業務」から「46コールセンター業務」までのいずれかを必ず選択してください。

※「12その他業務」も合わせて選択することになります。

(「12その他業務」のみの単独の選択はできません。13から46までの営業品目の入力がない場合、入札に参加したい品目が特定できないため、データを削除します。)

【例「人材派遣業務」を申請する場合】

12 🗹 その他業務

14 ☑ 人材派遣業務

12と14の両方に チェック

	「12その他業務」の内訳(小分類)	営業許可
13	ヘリコプター点検・整備等業務	不要
14	人材派遣業務	※必要
15	旅客運送業務	※必要
16	環境関係測定機器保守業務	不要
17	貨物運送業務	※必要
18	健康診断業務	※必要
19	職員住宅管理業務	不要
20	文書廃棄業務	小女
21	保険業務	※必要
22	コンビニエンスストア収納代行業務	
23	速記業務	不要
24	音声・録音反訳業務	
25	職業紹介業務	※必要
26	放置車両確認業務	
27	計装設備点検・検査業務	
28	集計・調査、企画研究、計画策定業務	
29	文化財調査保存修復等関連業務	
000000000000	水質検査業務	
31	漏水調査業務	
32	水道検針料金収納等業務	
33	 環境施設運転管理業務	
34	 緊急通報システム業務	
35	不法投棄防止パトロール、回収等業務	
************	自転車等撤去業務	不要
	医療事務業務	
38	 福祉医療介護等業務	
39	理化学検査業務	
40	 検体検査業務	
41	 臨床検査業務	
42	 食品衛生検査業務	
43	車両運行業務	
44	学力検査業務	
45	 遊具・体育器具等点検保守業務	
46	コールセンター業務	

7	7 建築物管理							
		営業品目(小分類)	従業員数	売上	営業許可			
90 管理業務								
1		清掃	人	千円	不要			
2		人間警備	人	千円	※必要			
3		機械警備	人	千円	※必要			
4		環境測定	人	千円				
5		殺虫・消毒	人	千円	不要			
6		駐車場管理	人	千円				
9 -	9 1 運転業務							
1		受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円				
2		通信設備	人	千円				
3		空調機械	人	千円				
4		ボイラー	人	千円	不要			
5		冷凍機	人	千円	1			
6		給排水衛生設備	人	千円				
7		電話交換	人	千円				
9 2	2 点	, 検・検査業務						
1		受変電・非常電源・負荷・電気保安管理	人	千円				
2		通信設備	人	千円	1			
3		空調機械	人	千円	1			
4		ボイラー	人	千円	1			
5		冷凍機	人	千円	不要			
6		上水槽・貯水槽清掃	人	千円				
7		給排水衛生設備	人	千円	1			
8		ガス設備	人	千円	1			
9		净化槽保守点検	人	千円	※必要			
10		净化槽清掃	人		※必要			
11		搬送運搬設備	人	千円				
12		防災設備	人	千円	不要			
93 廃棄物処理業務								
1		一般廃棄物	人	千円	※必要			
2		産業廃棄物	人	千円	※必要			
	[各営業品目に従事する従業員数です。 司一人物が複数の営業品目に従事する 合、適宜配分します。	場	各営業品目の売上です。複数の営 目を申請する場合、適宜配分します				
			合計人数	合計額				
			人	千円				
		業員数の合計は、総従業員数以下にして どさい。超えた場合、エラーになります。	C	合計額は、決算情報の売上高以下/ ください。超えた場合、エラーになりま				

【巻末資料2】営業許可が必要な業種・営業品目一覧

業種表・営業品目については、県のホームページで確認してください。

営業許可が必要な業種・営業品目は次のとおりです。登録する場合、許可書等を提出してください。

		種・営業品目	必要な許可・届出等				
		燃料類(注1)	□ 液化石油ガス販売事業 □ 一般ガス事業・ガス小売事業				
	12		□ 簡易ガス事業 □ 揮発油販売業				
			□ 石油販売業 □ 小売電気事業				
			□ 医療機器販売業(注3) □ 高度管理医療機器等販売業(注3)				
	13	医療機器(注2)	□ 医薬品販売業 (注3) □ 薬局開設者 (注3)				
販売		<u> </u>	□ 医薬品販売業 (注3) □ 薬局開設者 (注3)				
	14	医療用薬品	□ 毒物劇物販売業(注3)				
	35	肥料・飼料・農薬	□ 肥料販売業 □ 農薬販売業				
		1 2211 2311 2221	□ 毒物劇物販売業(注3) □ 高圧ガス販売事業				
	38 工業用薬品 (注1) (注2)		□ 動物用医薬品販売業				
	13	医療機器(注2)	□ 医療機器貸与業(注3) □ 高度管理医療機器等貸与業(注3)				
買受け	50		□ 古物商営業				
			□ 旅行業				
		5 給食業務	□ 飲食店営業				
		6 洗濯業務	□ クリーニング業				
催物、		14 人材派遣業務	□ 労働者派遣事業許可				
映画、	81	15 旅客運送業務	□ 一般乗合旅客自動車運送業 □ 一般貸切旅客自動車運送業				
広告、							
その他の		17 貨物運送業務	□ 一般(特定)貨物自動車運送業				
業務		18 健康診断業務					
		21 保険業務	□ 損害保険業 □ 自動車共済事業				
		25 職業紹介業務	□ 有料職業紹介業許可				
		2 人間警備	□ 警備業【埼玉県公安委員会の認定】				
	90		□ 警備業【埼玉県以外の公安委員会の認定】と埼玉県公安委員会への営業所設置等届出				
		3 機械警備	□ 警備業と埼玉県公安委員会への機械警備業届出				
		9 净化槽保守点検	□ 浄化槽保守点検業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの登録】				
建築物管	92	10 浄化槽清掃	□ 浄化槽清掃業【県内市町村の許可】 (市ほか 市町村)				
理		수미 대한 수무 바는 수미 TED	□ 一般廃棄物処分業【県内市町村の許可】(市ほか 市町村)				
		一般廃棄物処理	□ 一般廃棄物収集運搬業【県内市町村の許可】(市ほか 市町村)				
	93		□ 産業廃棄物処分業				
		産業廃棄物処理	□ 産業廃棄物収集運搬業【埼玉県、さいたま市及び県内中核市のいずれかの許可】				
			□ 特別管理産業廃棄物処分業 (注 4) □ 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (注 4)				
官公需適格	組合		□ 官公需適格組合証明書				
注 1 販売数量によって、届出が不要の場合があります。 注 2 品目によって、許可・届出が不要の場合があります。							
注3 許可書上の住所(所在地)と契約者の住所が一致していることが必要です。注4 1つの許可が2つの許可を兼ねることがあります。							
建築物管理	E		□ 環境衛生総合管理業				
(営業に許可等は不要ですが、証明書を有			□ 飲料水貯水槽清掃業 □ 飲料水水質検査業				
することを	登録	する場合、チェックし、許	□ ねずみこん虫等防除業 □ 空気環境測定業				

□ 作業環境測定機関

□ 医療関連サービスマーク

□ 計量証明事業

□ 清掃業

可書等の写しを提出ください。)